

第百二十三回
国会

参議院通信委員會會議錄第六号

平成四年四月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

青木 新次君

補欠選任 國弘 正雄君

四月十日

大島 友治君

補欠選任 谷川 寛三君

四月十三日

関根 則之君

補欠選任 田代由紀男君

四月十四日

下村 泰君

補欠選任 西川 潔君

四月十五日

田代由紀男君

補欠選任 宮澤 弘君

四月十六日

宮澤 弘君

補欠選任 関根 則之君

四月十六日

山田 健一君

補欠選任 梶原 敬義君

四月十六日

矢原 秀男君

補欠選任 太田 淳夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

粕谷 照美君

岡野 裕君

守住 有信君

大森 昭君

中村 鋭一君

井上 孝君

沢田 一精君

國務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政大臣官房審議官

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険局長

郵政省通信政策局長

郵政省放送行政局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

建設省建設経済局総務課長

自治大臣官房情報管理官

参考人

通信・放送衛星機構理事長

佐藤 昭一君

大野 敏行君

百武 伸茂君

牧野 清文君

参考人

通信・放送衛星機構理事長

佐藤 昭一君

大野 敏行君

百武 伸茂君

牧野 清文君

参考人

通信・放送衛星機構理事長

佐藤 昭一君

（内閣提出、衆議院送付）

○有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（粕谷照美君） ただいまから通信委員會を開会いたします。

去る八日、青木新次君が委員を辞任され、その補欠として國弘正雄君が選任されました。

また、去る十日、大島友治君が委員を辞任され、その補欠として谷川寛三君が選任されました。

また、去る十三日、下村泰君が委員を辞任され、その補欠として西川潔君が選任されました。

また、本日、矢原秀男君が委員を辞任され、その補欠として太田淳夫君が選任されました。

○委員長（粕谷照美君） 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案及び有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案の審査のため、本日の委員会に通信・放送衛星機構理事長佐藤昭一君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（粕谷照美君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（粕谷照美君） 次に、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案及び有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案の両案を一括して議題といたします。

両案については既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川一夫君 まず最初に、法案として提起をされている内容についてちよつと確かめておきたいことがありますので、局長に答えてもらいたいと思います。

それは、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案、この中の第六条第一号に「認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資を行うこと」という規定がありますが、これは一体どういう作業を行うことになるんですか、それを聞かしてくださいます。

○政府委員（小野沢知之君） お答え申し上げます。

産投会計から出資を受けるわけですが、その法人を活用する必要があるわけでございますが、そこで、通信・放送衛星機構、今回法律が改正されますと通信・放送衛星機構という名称になるわけですが、その機構の特例業務を追加するという形でもってこの有線テレビジョン放送番組充実事業に対する出資を行うということになるものでございます。

○及川一夫君 出資を行うということとは、それは書いてあるからわかっていることなんだけれども、郵政省が認定計画に基づいていいとか悪いとかいう認定を下します。そして、よしということになればそれに基づいて機構の方がどのぐらいの

○及川一夫君 時限立法の有効性を僕は聞いてい
るわけですよ。早くやめればいいとか遅くなれば
いいとかそういうことを聞いているんじゃない。
私はその点はいろいろレクチャー受ける段階でも
聞いている。時限立法というのは、期限が来たら
やめちゃうんですかと。少なくともこれは十年間
は有効ですからね。それで、その必要がなくなれ
ばそれはその時点で法律行為が出てくるんだらう
と思う。したがって枠内のことは僕は聞いませ
んよ、成立させる以上は。しかし期限が来たらどう
なるんですか、こう聞いたら、自動的になくなり
ません、その時点でさらに必要かどうかを考
えらんと。そして、必要であれば延ばすという提
案になるし、必要がなくなれば廃止をするという
提案になります、こうなんですよ。

ということになると、今、白井さんがおっしゃ
られたような、何か特例法ということ強調する
ために、機構の本来の仕事をどうにか、例外的
なものだから立法措置ということできなくともい
いんではないかというふうに分けたというお話
なんだけれども、僕は機構にとつてはえらい迷惑
な話だということに思っています。機構の問題
については、何か充実強化をしていくというよ
うな附帯決議がありますね。衛星の管制について
いう意味で我々は確認したつもりだけれども、何
だか知らないけれども、業務の追加をどうんし
ていくような意味でこの機構の充実強化というこ
とに位置づけられているようなんだけれども、僕
はそういうのはちょっとごまかしじゃないかなと
いう気がしてしょうがない。

もちろん、必要であればどんどん強化しても
らって結構なんです。特例措置だから、例外的
なものでもあるので立法行為はしなくともいいん
じゃないか、つまり業務の追加をしなくともいい
んじゃないか、こうおっしゃるが、十年間という
ものも長いし、しかも十年経てもなおかつ継続す
るかしないかという議論は必要なんですというふ
うに言っているからには、やはりこれは長く続く
という可能性を秘めた法律の提案であるというふ

うに受けとめますと、やはり機構の業務の中に追
加事項としてなかったら機構自体だって非常に仕
事がやりにくいんじゃないか。だから一体どんな
仕事をするんだというのを聞きたくするわけだ
つよ。いいかげんな、何か知らぬけれども判こ
すばつんと押すような仕事なら、そんなものをわ
ざわざ機構の仕事にしないでどこか別のところ
でやりようがないのかなと。

まあ法体系とかいろいろありますから、私の
言っていることはある意味じゃむちゃなかもしれ
ませんが、機構をつくったという建前から言うん
だ、当時の機構をつくったという建前から言うん
だ、業務追加もしないで。ちよつと責任体制も
明らかじゃない。しかも融資をする、あるいは出
資をするということがあるだけに、決して責任の
軽い仕事ではなさそうだと思うに思うからな
おのことこだわりたくなるんですが、業務追加と
して提起をしなかったこと、白井さんの話はわ
かたけれども、それでいいんですかというふう
にやっぱりなおかつ尋ねたいですね。

○政府委員(白井太君) 率直に申し上げまして、
実は今回法律案を提出させていただくに当たりま
しては、先ほど申し上げたことですけれども、昨
年あるいは一昨年の御議論というのいろいろご
ざいましたので、その辺をどのように今回の法律
案を提案する中に反映させていくのかということ
をいろいろ政府内部でも相談をさせていただいた
わけでございます。結論的には、既に基盤法とか
円滑化法というのが独立の特例法として通して
いただいているということもありますので、そうし
たことも頭に入れて、一応考え方をどういうふう
に整理するかというところで整理したその線の引き
方が実は先ほど申し上げたような線の引き方をさ
せていただいたということでございます。それ
ぞれの業務はそれぞれ非常に重要な役割を持っ
ておる仕事であると思っております。したがって
して、別の単独の法律であるから機構の仕事とし
ては軽い仕事だということでは決しないというこ
とをぜひ御理解をお願いしたいと思うわけでござ

います。
○及川一夫君 同じような問題で、郵政省ではな
かったかもしれないけれども、国際協力事業団
法、機構法なんかと大体同じような位置づけです
よね。そういうものだった一つの組織法的な扱い
で変えたときがあるわけですよ、本文そのもの
を。ですから、それは内容によりけりだというこ
とになると、内容が軽いのか重いのかということ、単
純な言い方をすれば、ということになって、今局
長が答えられたように、そんな簡単なものじゃあ
りません、重い仕事なんです、こうおっしゃられ
たら、なおのこと業務の追加として明確にしてや
る必要があるんじゃないか、こういうふうに私の
頭の構造はなるわけですよ。

それと同時に、今のような考え方だからこうい
う提起になったのかなと思いますけれども、事前
に郵政省からレクチャーをいただきましたよね。
そのレクチャーは二月に承っているんですけれど
も、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律
案と、それに有線テレビジョン関係の法律案と両
方レクチャーを受けているわけですよ。この中に
も、番組充実という話には有線テレビジョンの方
には出てくるけれども、機構の方には一切出てい
ない。

それで、本に出ていないのかと思ってもう
一回僕は調べてみたら、参考書の方に書いてある
んですね。業務の内容と担当分野をはっきりさせ
て、「参考」の一番下に、「今回、別法で措置する
業務」というようなことで、情報拠点都市整備事
業というものを提起しながら、地域ケーブルテレ
ビ普及促進事業というところで、ここで初めて有線
テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テ
レビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時
措置法案がありますよと書いてあるだけなんです
よ。だから、何かこれだけ見ると、機構の方でま
じめに受けとめて仕事をやりますとはこれは書い
てないんですよ。だから、僕は、提案としては
非常に問題があるんじゃないでしょうか。立法
体系とか、法律自身を読みかえるとか読みかえな

いと、やりとりとかいろいろあるんだろ
うと思いますよ。だけれども、この法律両方あ
わせて見てもこの部分だけはよくわからぬ。我々が
わからぬのだから、国民から見たらますますも
てわからないだろうと思う。
同時に、これは機構の理事長にお尋ねしたいん
ですが、このパフレットの業務内容に、番組充
実という問題でいろいろ施設の整備や何かに協
力しますよという意味の業務内容としてこれに今
度掲げることになるんですか、ならないんです
か。

○参考人(佐藤昭一君) お答えいたします。
今先生がお持ちのはいつごろのちよつと私存
じませんが、最近のごさいますか。
○及川一夫君 最近だ、二十一世紀のこと書い
てあるよ。

○参考人(佐藤昭一君) それではごく最近の機構
の案内版かと思いますが、この法律が御決いた
だきまして実施の段階になりますと、私どもの方
では、そこにごさいますような、基盤法あるいは
円滑化法関係の業務と同様に、御案内をそこに掲
出すということにしたいと思っております。

○及川一夫君 業務内容にないものが業務内容と
して掲示されたという格好になりますよ、形式
を言え。ただそれは機構法じゃないCATV
の方を見ればわかる、法律的には、という説明に
なるんだらうと思うんですが、回りくどい法律に
しては私はいけないんじゃないかなという気がし
てならないんですよ。

大臣、これは法律論的に言うと、法制局のいろ
いろな見解もありまして、僕らには本に理解で
きないことばかり多いんですけれども、法律と
いうのはこんなにしなきゃならぬものかどうかと
いう基本的な疑問を持っています。法律とい
うのはやっぱり、見たら、ああこの法律はこうい
うことが提起されておつて、その法律は我々に
とって得なものか損なものか、それとも保護され
るのかけ飛ばされるのかという、少なくとも法律
をさつと読めばわかりますというものにやっぱ

りしていかねばならぬと思ふのですよ。

私は、特に税制の法律が一番わかりにくいと自分では思っています。税理士に飯を食わせるために法律をつくらせていると言つてもいいくらい難解な言葉でもって回りくどくて、それで何冊も集めないとわからない。それほど社会は複雑怪奇だと言つてしまえばそれまでなんですけれどもね。ですから、郵政省というのは国民生活の懐にかなり関係している、国民生活そのものだと言つてもいいくらい事業体あるいは政策官庁ですから、法律をつくる場合には、ほかの官庁もあることだし、やはり目的があつたら、目的に沿つてだれがどんな内容をやるのかということ、少なくとも機構法なら機構法を見ればわかる、一目瞭然というふうな形のものにぜひ私はしていただかないと本当に困るなというふうに思ふんですが、御所見はいかがですか。

○国務大臣(渡辺秀武君) 先ほどから及川先生の御指摘を承つておりまして、私もこの法律の仕組みというのがどうもいさゝか複雑かなという感じはいたします。特に私も余り得意ではございませんので実は全くその感をいたしました。しかし、法制局等で審査をし、縦、横、前、後、斜めから見て法律というのは政府提案として出されてはいるわけですが、しかし今おっしゃったように、法律は、言うならば法律家が見なければわからぬというものではなくて、特に国民生活と密着する、あるいはまたこれからの国民生活にいろいろ波及する大きな問題を提示しているという法律は、よりこれから二十一世紀に向けてわかりやすいものでなきやならぬと、これは全く先生同感でございます。

今回は、しかし省としてはやむを得ない措置でありましたので、今後ひとつ気をつけさせていだきますから、大変な御指摘をいただきましたので、これから郵政省として法案をつくるときの心構えとさせていただきますので、御了解をいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○及川一夫君 わかりました。今すぐ頭をよぎるのは、消費税にかかわる野党の議員提案ということに對して、もう一切合財政府説明的なものを認めないで、同時に確かに条文に不備がありましたが、途端に突き返されましたね。だから、本来なら不備なんだから突き返す方なんですが、しかし大臣も率直に認められましたから、この辺はこの程度にしますけれども、大臣が答弁された形で今後ぜひ運用していただくようお願い申し上げます。

そこで、理事長にお尋ねいたしたいんですが、今やりとりがありましたよね。その中で、通信・放送衛星機構そのものは衛星の管制というのが本来の責務で、打ち上げを含めてそれが仕事であつたはずでありますね。行政改革とかいふようなことがあるものですか、何か必要なものも正しい方向で受けとめることができなくて、あるものの中から利用する以外ないという、そういう形で何となく通信・放送衛星機構の業務内容が次から次と追加されていっているわけですか。似通ったものもあるけれども、僕から言うとも異質なものであるというふうに率直に思ふんです。

理事長にお伺いしたいんですが、さっきばらんな話、要員の総人数というものをとらえてみましても、業務追加をされる時点とされた後と、そしてまた、今回具体的に業務内容としてパンフレットにうたうそうですが、それをやっていく上にも、要員のな措置とかさういったものが考えられていないようなんですが、理事長として、衛星の管制から始まって、追加された業務内容を履行していくに当たつて、今の体制で責任が持てるんだらうかというのを老練ながらお聞きしたくなるような気持ちなんです。一、二の三でさういふわけにはいかないだらうけれども、通信・放送衛星機構が通信・放送機構になつていくという、名称の変更だけではなしに仕事の中身もそう変わっていくんだということを前提にされたときに、本当に責任ある体制というものは今日確立されているのかどうかという観点から理事長のお考

えをひとつお聞きしたいと、こう思ふんです。

○参考人(佐藤昭一君) いろいろといつも先生に御指導いただきましてありがとうございます。

これまで十三年間、衛星管制業務を主体として機構をやつてまいつたわけですが、この数年間いろいろと業務が追加されてまいりまして、確かにおっしゃる通りに、衛星管制の業務と比べますと若干質の違うものもあるわけですが、例えて言えば、金融支援業務というふうなものもございまして、それに対しては、それそれ業務の追加に当たつて必要な組織とか要員につきまして確保に努めてまいっているわけでございます。この点は省にもいろいろと御配慮をいただいているわけでございます。

総体の定員といたしましては、管制業務の方が若干減つてまいっております。これは一つは、効率化を常に図つておること、それから打ち上げ関係の業務、放送衛星三号あるいは通信衛星三号の打ち上げが終了いたしました、打ち上げ業務の方が減少したということによりまして人員の減ということが出ております。一方、新規の追加業務につきましては、それぞれ必要な組織あるいは定員というものがつきまして確保に配慮してまいっております。したがって、これまでのところそういった組織の中で私どもやれてきているというふうに考えております。また、これからそれぞれ内容の充実につきまして職員の訓練もあわせて努力したいと考えております。

なお、今回の追加業務でございますが、研究開発の業務が今回の機構法の改正で実施される場合には、組織、要員につきましても同様に措置をしておきたい、この点につきましても省の十分な御指導、御支援をいただきながら確保してまいりたいと考えております。

○及川一夫君 今、管制要員を減らしてもいいよな条件も出てきているというお話なんです。逆に、管制要員をふやさなければならぬという状態はどういう状態を言ふんですか。

○参考人(佐藤昭一君) ただいま私のちよつと言葉足らずだったかと思いますが、直接の管制業務に携わる要員は従来どおりの陣容で確保しております。いわゆる企画と申しますか、ユーザーの方からいろいろと要望を受け、従来、宇宙開発事業団の方に調査要望を出しているわけでございますが、そういった業務をやっている部門が今回なくなつたということでございます。したがって、これからの通信衛星三号並びに放送衛星三号の管制は続くわけでございますので、これについては遺漏のないように努力したい、かように考えております。

○及川一夫君 しつかりやっていたかといふことしかきょうの段階ではないんではないでしょうか、私の考えによれば、通信衛星の打ち上げと、次の質問事項にあるんだけれども、我が国の通信衛星の打ち上げ、逆から言えば、通信衛星のトラポンを使つていろいろな情報産業的なものの発展を期していくということと郵政省自体が言われているだけに、いわば通信衛星というのはふえてもいくし、トラポンの数で言えば相当の数に僕はなつていくんだらうと思ふんです。それだけに通信・放送衛星機構の役割というのは大きくなつていくし、企画の部門であつてもユーザーからいふ重要な要請やなんか出てくるが多くなればなるほど考えられるだけに、減らすような発想というのは、今の段階でそんなことを考えていいのかなと、やっぱり技術者というのは先のことを見て物を言わねえかぬということを考えると、理事長の答弁ではあるけれども、ちよつとクエスチョンマークだなという気がいたします。しかし、それ自体は争ひませんけれども、これからどちらにしても大変な役割を持つて運用される一つの機構でありますから、頑張つていただきたいというところで、大変きょうはどうもありがとうございます。

そこで、次の質問に移させていただきますが、CSのこれからの展望という問題なんですけれども、まあ五年ないし十年、せいぜい二十一世紀の

初めぐらゐまで展望したときに、我が国が一体どのぐらゐC Sというものを減価償却も含めて上げなければいけないのか、また上げようとしているのか、上げた上でどんなことを展望されているのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(白井太君) 通信衛星についてのお尋ねでございますが、現在我が国が使っております通信衛星は五機ございまして、このうちのいわゆるCS3a、CS3bと言われております通信衛星につきましては、平成六年に後継衛星にかわるものが予定されておまして、現在Nスターというようなニックネームがつけられておりますが、Nスターのaとbにとつてかわるといふことになっております。そのほかに新たにスーパーバードAというものがこしじゅうに上げられる予定になっております。さらに、新しく衛星を使いました通信事業者のサテライトジャパンというのが平成六年に一号機、二号機を二機打ち上げるといふことになっております。したがって、これらが全部出そろいますのが平成七年度になると思っておりますが、全部出そろいますと通信衛星については八機の衛星が利用されるということになるものと思っております。そのほかの衛星については、現在打ち上げの予定があるといふことは承知いたしておりますので、さしむきはこの八機を念頭に置けばよいのではないかと思います。

それから、ちよつと私今、Nスターにかわるのは平成六年とあるいは申し上げたかもしませんが、一応Nスターにかわりますのは平成七年でございますので、訂正をさせていただきます。

○及川一夫君 八機を打ち上げて、トラポンの数などは一体どのぐらゐ想定されているんですか。それから、現状でトラポンは一体どのぐらゐあるんですか。

○政府委員(白井太君) 現在は、先ほど申し上げましたように通信衛星は五つ上がつておりますが、トランスポンダーの数は百十三本であります。それが平成七年になりまして八機出そろいますと、トランスポンダーの総数は二百十四本にな

るといふふうな数えております。

○及川一夫君 その場合に、通信用と放送用、大きく分けて、用途別に考えたと大体どんなことを想定されておりますか。

○政府委員(白井太君) 将来の形については、ちよつと正確な数字がつかみにくいのであります。現在の状況がどうなっているのかといふことでお答えにたえさせていただきますと思います。私どもの承知しておりますのは、CATVの番組伝送に大体二〇%、それから、サテライト・ニュース・ギャザリングと言っておりますが、番組を取材したときに、その番組を放送局の本局の方へ送つてくるといふ番組伝送、番組の素材を送るために五%くらい、それから企業内通信に四〇%、そのほか、N T Tの迂回中継でありますとか災害対策あるいは離島中継等のために一五%、その他細々したものの一〇%ということ、若干まだ残りが出るわけですが、残りは現在直接は利用されていないといふような状態になっておるようでございます。

○及川一夫君 この中には、N T Tが打ち上げるといふふうに言われていますが、これ入っていますか。

○政府委員(白井太君) ただいま申し上げましたのは現在の五つの通信衛星の状態でございますので、主としてN T Tが使っておりますCS3a、3bの利用もただいま申し上げた数字の中に入っております。

○及川一夫君 かなりの数になると思つておられるわけですが、今のBSですね、放送用のやつ、百十度で打ち上げられているといふふうについているわけですが、CSは別の経度で打ち上げられている。最近よく聞くんですけれども、百十度の位置が衛星としては日本列島に送るのに一番いい位置だといふ前提なのかどうか知りませんけれども、いわば百十度でCS関係も打ち上げるべきだといふ意見が特に民間関係といひますか、そういったところで非常に多いといふことを聞いています。打ち上げられるものですか。それ

とも打ち上げていいものですか。打ち上げて衝突はしないのですか。

それと、気になるのは、ソ連や東欧の場合に国際機関に要するに入つていませぬ。したがって打ち上げは恐らく勝手にやつて、打ち上げた経度を知らずという程度の関係だといふふうについているんですけれども、それらのことは一体国際機関ではどういふ扱いになっているんだろうかといふふうな考えなんですが、その辺知つておつたら答えてください。

○政府委員(白井太君) ちよつと若干お答え長くなるかと思いますが、お許しをいただきたいと思つていますが、百十度というのは現在放送衛星が使っている経度でございます。これは御案内のように、日本は明石が百三十五度、それから東京は東経百四十度あたりになるわけですが、その衛星からの電波を受信するためにはできるだけアンテナは高い方角を向く方が本当はいいわけでございます。ビルに邪魔されないと山に邪魔されないとこのためにはできるだけアンテナは高い方角を向く方がいわけでありまして、高い方角を向くといふことだけを考えますと百三十五度なり百四十度、つまり真南を向く方がアンテナは高い方角を向けるわけでございます。

ただ、そのようにいたしますと、実は放送衛星の場合、食といふのが秋分、春分の期間を中心として、ちよつと地球の影に隠れてしまつて太陽電池が電力を発生できないという期間が年に二回あるわけでございます。それができるだけ真夜中で、余り人がテレビをこらんならないような時刻にそういう食の時間が当たるようなふうな設定しようとする、大体二十五度ぐらゐはちよつとずらした方がいわけでありまして、そのずらした結果が百十度になっているといふことのようにございまして。

ところで、通信衛星につきましましては、太陽電池で電力を発生しない仕事ができないうようなことにはならないものですから、放送衛星とは若干事情が異なつておるわけでありまして、した

がいまして、現在打ち上げておる通信衛星も、放送衛星などと違ひまして最も日本の経度に近いところにそれぞれ打ち上げられております。

ところで、通信衛星を百十度で持つてきたらどうだといふお話も、確かにそういうお話もあるようでございますが、正式にはそういうお話を私どもとしては承知していないんですが、そういうお話も確かに言われる方もおるといふことを耳にしております。それは私どもの推測でしかありません。なぜそういうお話が出てくるかといふことですが、あえて推測すれば、百十度の放送衛星と同じ場所に持つてくれば、一つアンテナで通信衛星も放送衛星も受信できるのではないかといふようなことがあつてそういうことを言われるのかなといふふうな推測をいたしております。

ただ、それが技術的に可能かどうかといふことになりまして、先生もちよつとおっしゃいましたように、一つは、百十度といつても誤差はプラス・マイナス〇・一度の範囲の中におさめるといふことになっておまして、〇・一度といふのは大体三万六千の高度のところでは七十キロだと言われておまして、プラス・マイナス入れまして百四十キロの範囲の中に衛星をおさめなきゃいかぬといふことなんです。それが絶対衝突しないといふことのためにかなり精密な管制を必要とするといふようなことでありまして、そうした管制の面での技術が大丈夫かといふことが一つあります。それから、同じところに衛星が集まりますと、それぞれ使用する周波数がお互いに干渉したりぶつかりたりしないようにしませんが、そういう二つの側面からそのようなことが可能かどうかといふことは考えなければならぬわけだと思つております。

○及川一夫君 なぜこんな質問するかといふことになると、CSを使つていろいろな情報が行き交う、商売にもなるという関係になつてくるとはつきり言へば我も我もといふことで、そこに何となく利権絡みでいろんな中傷、いろんな意見と

いうものが出てくるというのを考える。そうすると何となくNHKというのが目のかたきにされちゃって、同じ経度で上へ、上げないのはNHKの横暴だみたいな話がある。技術陣の中に出てきていることを私自身は受けとめてまいるわけですから、そういう利権絡みの争いにならないように当然行政当局である郵政もしっかりと指導指針というものを立ててやらなくと、それも単なるだめだめじゃなしに、技術的な説明を含めて指導してあげないといけないんじゃないか。そうしないと、いろんな雑誌にいろんなことが書いてありますよ。取り上げたら切りのないほどあります。ですから、それをもうそろそろある意味では整理をしていく、こたえていくという時期に差ししかかっているんじゃないかといううな気がするものですから、一応問題点として指摘をしておきたいと思ひます。

次に、先に進みたいと思ひますが、CATVということになると米國が最も発展をしている国だということに言われておいて、視聴者、加入者というのもう五〇%を超えて六〇%すらクリアしているというふうに言われる状況だと何とております。また、こういう放送業者が大変数も多くなっているというところで、資料をちょうだいしましたのできょうは質問はやりませんけれども、どちらにしても、アメリカの条件と我が國の条件の場合には、面積の面でもそれから人口密度の問題でも大分条件が違ふ。しかし、我が國もほとんど放送業者というものがふえていく現状というのには数字の上でもあらわれておりますから、そういった点では、この事業というのは大変な事業になるんだという実感は私自身も持ちます。それだけに、前の項目で申し上げましたような利権というものに絡まないように気をつけていかなければいけないという前提に立つてです。

そこで、次の質問としてお伺ひしたいのは、郵政省の場合に、一地域一許可というのを原則に捉えられているということをお聞きしているわけですから、ただその法律的な根拠ということになる

と、別にそういうものはうたつてあるとは私は思つてないんですが、したがつてその地域とは一体どれを指して一地域と言ふのかという問題とか、そういうものについて、郵政省のいわばきじかげんでみんな決まつてしまふということであつていいのかどうかという、かどうかという問題の意味じゃないですか、いいのかどうかという問題も要するに先行き出てくるというふうに思ふんですが、CATV放送会社というものが一地域一許可という物の考え方に基づいた理由についてまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(白井太君) ただいまの御質問に対するお答えではございませんが、今ちょっとメモを見まして、先ほどの及川先生の御質問に私お答えしたたがございましたので、ちょっと追加をさせていただきますかと思ひます。

國際機關での調整がどうなつておるかというお尋ねがございました。放送衛星につきましては、実はどの経度にもチャンネルをそれぞれの國に割り当てるといふことがもう既にいわれるチャンネルプランとして決められておりまして、我が國の場合は百十度八チャンネルというのが國際的な取り決めで決まつております。

それから、通信衛星の場合はどのような決めは特にならぬわけなんですけれども、周波数がぶつかり合ふということが当然あり得るものですから、通信衛星を打ち上げてその通信衛星でどのような周波数を使うかということについては、これはどの國と言ふ、きちつとITUのしかるべき機關に通告をして、その通告を各國が受けまして、自分のところの衛星と周波数がぶつかり合ふかどうかというのをそれぞれが検討して、オーケーならオーケーを出すという仕組みができて上がつておりますので、勝手に打ち上げておいて、それで打ち上げた結果だけを通告するといふような仕組みにはなつておりません。今のところは非常に國際的な調整というのはいまうまうまといふふうな申し上げてよろしいかと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) お尋ねの点ですが、

ケーブルテレビ施設の設置の許可に当たりましては、その基本方針として、市町村単位ということとで、一つの行政区域では一つの施設ということとで臨んでおるわけでございます。その理由でございますが、主なもの三点ございまして、一つは、大量の情報の伝達が可能であるために一施設で地域のニーズに対応することが可能だということ。それから第二点、伝送路の施設に当たつて電柱共架、それから道路占用の面で物理的な制約があるということ。三目として、建設に際して多額の設備投資を必要とする。こういったことからさういふ方針をとつておるわけでございます。

○及川一夫君 それと私は競合するかどうかかわかりませんが、さらに質問を進めたいと思ふのは、要するに電波障害という問題ですね、従来は難視聴問題ということで、衛星放送などでカバーし合つてきてはとなくなくなつて、こつと言われているんですが、都市においてビルの建築に絡む、あるいは高速道路に絡んで電波障害が起きます地域住民との間でトラブルが起きて、トラブルが起きたらそれを解決しているという状態にあるように聞いているんですが、建設省の方からいいますか、建築によつて電波障害が起くるということについて、あるかないかという問題を含めて、あるとすればそれはどうなつたか、簡単にいいんですけれども、さらに自治省も、これは私の聞く範囲では、横浜市なら横浜市自体が直接電波障害の協議会に参加して問題解決に努めてきたといふようなことも聞いているものですか、建設省と自治省の方にその有無と現状どうなつておるかという点について話していただきたいと思ひます。

○説明員(百武伸茂君) 今お尋ねの建築物につきましては、民間の事業でございます。民間の建築物につきましては建設省として承知しておりますが、建設省所管の公共事業について申し上げますと、電波障害の発生事例はもちろございまして、電波障害の発生が予想されます場合には、事前に現況調査を行ひまして、被害が発生いたした場合には速やかに対策をとることにいたしております。

平成二年度の建設省所管公共事業の電波障害対策の件数を申し上げますと、百九十三件、補償を受けた者は八万二千三百十六名となつております。

対策といひましては、昭和五十四年十月十二日に建設事務次官通知を出しております。「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」という題名のものでございまして、これに基づきまして行つておるところでございます。その対策は、具體的事案ごとに共同受信施設の設置、従前の受信施設の移設または改良等の措置をとつておるところでございます。

○説明員(牧野清文君) 御説明を申し上げます。近年、中高層建築物の建設などに伴つてテレビの電波障害が発生をいたしまして、その解消対策としてCATV事業が実施されてきているということとは承知をいたしております。例えば、御指摘の東京都におきましては、新都庁舎の建設に伴ひましてテレビ電波障害が生じたわけでございますが、これに対しまして、東京都の責任と負担におきまして、中野区、杉並区、そして練馬区の一部に対しまして共同受信施設の設置などによる障害除去のための対策を講じている、そのように承知いたしております。

また、横浜市のみならず21地区とその関連する開発地区につきましては、開発に伴ひまして周辺市街地に生じますテレビの電波障害に対処いたしますために、平成二年の二月に横浜都心電波対策協議会が設置をされまして、一元的な対策が行われておるといふ状況でございます。あわせて、横浜市が原因者負担の原則を初めいたしまして電波障害対策の基本方針を決定いたしております。これに基づき指導、調整を行つておる、そのように聞いておるところでございます。

○及川一夫君 郵政省では、電波障害が起きて、今自治省の方とか建設省の方が使われた言葉で言

うと、共同受信施設というんですか、これが現実にはつくられて東京都なり横浜市なりの負担でやっておられる。それ自体は、郵政省ではその時点で相談を受けたというのは現実にあつたんですか、なかつたんですか。

○政府委員(小野沢知之君) 具体的な案件については承知しておりますが、ケーブルテレビ、CATVは初めて難視聴ありきということでスタートしておりますので、その苦難の歴史でありますので、ずっと昔からその難視聴の解消のために関係者の向きといるお互いに苦心をしながら今までこういった対応策を考案してきた、実行してきた、こういうことですので、所管する地方の電監局ではその辺のことを十分連絡をとってやっているというふうに考えます。

○及川一夫君 これは建設省と自治省の皆さんもちょっと聞いてくれませんか、これから問題になると思うから。

実は、今現在はCATVそのものは数えることのできる数ということになっていきます。ということとは、非常に将来的なことから発想すれば少ない状態ですね。しかし、実際にはテレビというやつがBSを通じてやっているわけですし、また地上波を通じてやっているわけですから、ビルが建つことによって、道路が高つくられることによって電波障害が起こる。CATVがあるなしにかかわらず、電波障害が起これば、その限りにおいて問題の解決をしなければいかなぬということでそこでは対応してきたわけです。

それで、共同受信施設というふうに言われているんですが、いろんな雑誌やなんか見ているときまざまな言葉を使っているんですが、要するにCATVなんですよ。難視聴CATVなんという言葉を使っているところもあれば、地上波再送信専門局という肩書をつけてCATVをやっているところもある。これは営業用じゃないですね、難視聴対策のためのということなんです。しかし現実にはCATVというものを通して要するに難視聴問題を解決を図っているということがあるわけ

すね。

そういう地域に新しくCATVとしての民間業者が郵政省に認可を求めた場合に、難視聴関係のものをCATVというふうに見るか見ないか。見るといふことになる。郵政省がおっしゃる一地域一許可という原則におつかる。そこでどちらかに寄せよう。寄せ合えばいいんですけれども、仮に民間業者としてのCATV業者に寄せちゃうと、今まで難視聴問題としてやってきた建設省とかあるいは東京都庁とか横浜市は、そのCATVの設備をなくしてそして民間業者のCATVに加入せよ。そうすると、建設省や自治省が手を引けば、今度は営業用ですから有料ということになります。有料にされた住民から言わせれば、難視聴問題として開設した、つまり無料なんです。無料が有料になるじゃないかといういわば問題点が出てくるわけなんです。

CATVがあるうとなかろうと、電波障害が起こればそういうことでどんどん進んでいくものから、恐らく必ずどこかで両者がぶつかり合うというところが出てくるし、ぶつかり合うというところがわかっておるのなら、今のうちからどういふ寄せ方をするかということを行政として考えておかなければならぬんじゃないかということをお私に思っています。

したがって、施設をつくって難視聴のためにやっているCATVというものをつくったことにかかった経費と、それから全部建設省とか自治省が仮に受信料を負担するというところでやった経費と、どつちがどれだけかかるかということも関係するでしょうけれども、一地域一許可という原則を守る限りにおいては、そういう措置もいずれにしたって必要になつてくるような気がするんです。これは検討は今してないだろうとは思いますが、けれども、必ず出てくる問題なので、郵政省として実態を洗って将来に備えるべきじゃないか、こんなふうには思いますが、いかがですか。

○政府委員(小野沢知之君) 重要な御指摘を承つたわけでございますが、CATVという言葉が、

当初共同アンテナというところで、コミュニティ・アンテナ・テレビだったんですが、今はケーブルテレビと言われるようにその包括する概念が広がってきているわけです。それが世の中の変化の実態を示していると思います。そこで今先生が御指摘のような問題が起こっているわけですが、片一方で都市型CATVの育成普及ということがありますし、片一方で都市の高層化に伴う難視聴解消の施策は依然として必要だということですので、それが両方ともどんどん増加してきているというところで、両方が絡み合うような問題になっているので、この対策に腐心しなければいけないというふうに考えているわけでございます。

現在この点について私どもが考えている考え方を申し上げてみますと、そういう現実の解決を必要とするケースが出てきておりますので、今どういふ考え方で臨むべきかということと、今整理してみますと、地域住民の間で情報格差があるのは好ましいというふうに思っております。そういう観点から、もしできれば難視聴解消用のケーブルテレビを都市型ケーブルテレビに統合できれば、関係者が全部御理解できればいいわけでございますが、そういうことです。

それから、それが困難な場合には、両施設を接続して、両区域において都市型ケーブルテレビのサービスが受けられるような状況をつくっていくという、こういったことが妥当ではないかというふうに考えているわけでございます。この辺については、法律上の根拠の問題とかそういうことも関係がありますので、現実の処理といたしましては、難視聴解消用ケーブルテレビ施設区域の方々もできれば都市型ケーブルテレビのサービスが受けられるよう、都市型ケーブルテレビ事業者と難視聴解消用ケーブルテレビ事業者との間で検討、解決、話し合い、そういうことで進めてもらえばいいんじゃないかという要請を始めています。そういうケースが出てきている、これが実態ですが、先生の御指摘を踏まえてなお考究したい

というふうに考えております。

○及川一夫君 電波障害というのは全体的に見ると十万件を超えているという調べもちょっとあるわけです。そのうちでビルが原因になったものが一万五千四百九十件もある。さらに、高層建築物にかかわる建築紛争件数というところから見て四百六十二件あるが、そのうち東京都下で四百四十件もあるというふうなことが電波障害防止協議会というところで調べた件数として出ているわけですよ。だから、私が指摘をして今放送行政局長からお答えいただいたが、こういうことはかなりやつぱり出てくるように思えてならないんです。

しかも、問題の解決の仕方は、私も言いました、一地域一許可ということがいいか悪いか。地域といたつて、どこまで言うんだというふうなことを含めて判断しなけりやいけません。CATVといたつて、CSから直接落ちてくるやつもあれば、ケーブル会社を通してケーブルでもって送られる番組もあるわけですから一様にいかなんですが、寄せ方としては、同じ情報に格差を持たせないという意味で一つのものに寄せるということとは、解決の方向であることは僕は間違いないように思っています。

しかし、この点は私は郵政省だけで判断すべきものではない。やつぱり各省庁などにも、思わぬところで電波障害が起るわけですから、よく相談をしませんと、この問題は縄張り意識でやつたら必ず混乱するという気持ちを持っていますので、ぜひ大臣にもその辺のことを十分御検討いただきたいということを申し上げます。

次の問題として提起をしたいのは、独占排除の原則、集中排除、この問題であります。

今現在、放送法第五十二条の十三の三号に、「委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするためのものとして郵政省令で定める基準に合致すること」ということで認可基準というのがありますね。その条文はこれだということになって

いるんですが、これでもって独占集中排除の原則をうたつていてということになるんですが、集中排除という言葉とか独占を許さないぞというふうなすべり言った言葉でもって、さっきの法律論じゃないけれどもうたうことができないんだらうか。これは逆に読まないで独占排除にならないんですよ、読み取り方として。まあね公平に万民の共有物にしないかぬ、裏を返せば独占はだめだよ、こういうような法律にしかなくていいわけなんです。これはやっぱりそういうことにこだわらなさいかぬのかなというふうな受けとめざるを得ないのかどうか、これを一つお答えいただきたい。

○政府委員(小野沢知之君) この問題を何十年間真剣に考えた方がいたわけですが、この言葉が定着しているという事は、これ以外の言葉をつくり出して明確に表現し尽くすということがなかなか難しく、そこでこの言葉の解釈運用でこう来たんだというふうな考えております。

○及川一夫君 特にマスコミ界の方々にいろんな意見がありますから、一方的な物の言い方はできませんが、これは先に譲ることになります。

○政府委員(小野沢知之君) 有線テレビジョン放送関係法令上はマスメディアの集中排除に関する明文の規定はないのでございますが、この原則というものは放送行政を一貫して流れるべきものだというふうな考えております。もちろん時代の進展に応じて、個々のケースによって検討を加えていくということはあると思いますが、放送行政を通じて一貫して流れる趣旨だというふうな考えております。

○及川一夫君 有線放送法にはこの種の条文があるんですが、これでもって独占集中排除の原則をうたつていてということになるんですが、集中排除という言葉とか独占を許さないぞというふうなすべり言った言葉でもって、さっきの法律論じゃないけれどもうたうことができないんだらうか。これは逆に読まないで独占排除にならないんですよ、読み取り方として。まあね公平に万民の共有物にしないかぬ、裏を返せば独占はだめだよ、こういうような法律にしかなくていいわけなんです。これはやっぱりそういうことにこだわらなさいかぬのかなというふうな受けとめざるを得ないのかどうか、これを一つお答えいただきたい。

りますか。

○政府委員(小野沢知之君) 法律上はございませ

○及川一夫君 どちらにしてもこれはでかいものになってくるわけですからね。やっぱりどこかで、独占排除の原則というやつは、CATVの場合でもこうなりまして、こういうことを考えてもらわなければいけませんよというものにならなさいかぬのですね。CATVは勝手にやれというわけにはいかないだろうというふうに私は思っています。

CSというものであっても委託放送事業者の認定を申請に基づきましてやられたようですが、六社決まりましたよね。これを決めるに当たって、放送法第五十二条の十三の第三号とか、施行規則の十七条の八というのを念頭に置かれて、例えば資本金を出すところなどについても審査をしたようにうかがわれるんですけども、この放送法の趣旨に準拠して、申請の中から認定される場合に考慮されたのかどうかということもお聞きしておきます。

○政府委員(小野沢知之君) その趣旨のとおりでござい

○及川一夫君 ということならば、もう少し具体的にこのようにいっていきましようという何か一つのものが欲しいという感じになってきますので、これもぜひ省として検討されるべきものじゃないか。あまいにしておくとはい一番いかにぬことだ、こういうふうな思っていますので、指摘を申し上げておきたいと思

そこで、具体的な今回の委託放送事業者の認定に当たって、これまたいろんな雑誌にいろんなことが書かれてい

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、六社決まりましたよね。六社の名前は各新聞に挙がっていますよ。ところがこの六社の名前が、「放送批評」という雑誌の中で青木さんという放送評論家が書かれてい

○政府委員(小野沢知之君) お答え申します。

まず事実関係ですが、このCSのテレビの認定の申請でござい

そこで私もといたしましては、放送普及基本計画に定める放送番組の数の目標を上回る申請が提出されたので、法令に従

○及川一夫君 お答えとしてはそういうもの以外

なかなか出てこないでしようね。ただ、巷間言われていることに對して答えたことには私はならないと思

したがって、今回の六社についても、先ほど小野沢さんがおっしゃられたけれども、独占排除の原則というものを放送法に求めて一応考えまし

したがって、今回の六社についても、先ほど小野沢さんがおっしゃられたけれども、独占排除の原則というものを放送法に求めて一応考えまし

郵政省の放送行政そのものはもとより、あるいはCATVという事業に対してもいろんな利権絡みの疑惑が出てくることになるので、そういう疑いを受けることのないような行政というものをぜひやっていただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○大森昭君 私どもはこの法案は二法案とも賛成でありますし、専門家の及川委員の方からも長い質疑がありましたから、ちよつと少し角度を変えて私は質問したいと思うのであります。

今高度情報社会だということで大臣の所信でも、生活大國の実現に向けて生活関連の社会資本の整備や国土の均衡ある発展などの課題に積極的に取り組んでいきたいという意味合いのことが述べられておりますが、さつき白井局長からも話がありまして、ここ数年私どもも、郵政省が提案されたテレビピア計画にしても、あるいは民活施設整備事業にいたしましても、ふるサットセンター施設整備事業、特定通信・放送開発事業、電気通信基盤充実事業、電気通信格差是正事業、衛星放送受信設備設置経費助成事業、もう矢継ぎ早に賛成してきただけであります。それぞれやってきたわけですが、今日振り返ってみて、一体それぞれの事業がその目的を達成しているんですか。時間がありませんから短く結構です。これだけの項目言ったんじや一時間かかっちゃうからね。

○政府委員(白井太君) そのときそのときで次々といろいろな施策を思いついてやってるんじゃないかというふうなお気持ちを持っておられるのではないかと私も思うわけですが、こういう世界というのはかなり動きの激しい分野でもありまして、結果的には毎年新たな施策をお願いするというようなことをやってきておるわけでございまして。ただいま先生御指摘になりましたようにいろいろな施策をここ数年やってきておりますが、多少我田引水のような言い方になろうかと思ひますけれども、私どもなりに振り返ってみますと、それぞれそれなりの役割は果たしてきたと申

し上げたいわけでありまして。

一番最初に始めたのがテレビピア計画というのでありまして、これは最初に認定ということをしていただいたのが五十九年度だったわけでありまして、こちらの方は今日においてもぜひテレビピア地区に指定をしてもらいたいというふうなお話があちこちの地方から出てきておりまして、既に指定された数だけを見てももう百を超えようという状態になっております。そうなりますと、モデル都市というかモデル地域というのを考えるという当初の目的からすると少し数が多過ぎるんじゃないかというふうな感じもないわけではございませんけれども、他方においてそういう需要があるというか、あるいはテレビピア計画というふうな形のもので地域づくりをするというところなどが依然として御要請が強いということも考えますと、引き続きそういう御要請があったところについてはできるだけ私もお力添えをするというふうなことをやっていきたいと思つておりまして、かなりの数に上つておるわけでありまして。

そのほか、民活法の事業などというの比較的古い方の事業でありますけれども、これも現在郵政省関係では十五の施設をもう既に認定いたしております。ほかの省庁もこの民活法の中にはいろいろな施設整備というのを挙げておるわけですが、恐らくほかの省庁と比較いたしましても郵政省関係のものというのは数の上からいっても非常に多い方ではないかと思つておりまして、さらに幾つかの計画というのが民活法の指定を受けたというふうなお話があるということで承つておるわけでありまして。

昨年、一昨年と通していただいた法律につきましてもそれなりに活用はさせていただいておるわけでありまして、昨年通していただきましたいわゆる基盤法につきましては、少しおくれしましたけれどももやうと人材研修センターの方も一カ所つくるといふことで認定の作業を終えました。施設整備事業の方はもう既に相当数の事業の認定をして

おるわけでありまして、そのようなことから考えますと、そのときそのときで新たな施策をお願いしてまいつたわけではありますけれども、それぞれの施策が一応その目的に沿った形で動かしていただいておりますことを申し上げさせていただきます。

○大森昭君 私は思ひつきだとは言っていないんです、それなりに我々賛成しているわけだから。それぞれ必要性があつてやっているとよくわかるんだけれども、ただ僕らの立場にしてみると、果たしてここに毎年出てくる問題がうまくいっているかどうかというのがさっぱりわからないんだよ、その法案審議のときはわかつていっていただいけども、そうなるかと、それをずっと進めていくと、この間、朝飯会の勉強会に通産省の課長さんが来て、通産政策ビジョンというのがここにあるんだけれども、これビジョンになつていくのかないかというのがあるんですが、通産政策としては六〇年代はどういう角度でやってきたか、七〇年代はどうやってきたか、したがって今日はという意味合いのそれぞれの年代のビジョンというものがあつて、いかに悪いかは別にして、資料があつてそれを聞いたんだけれども、郵政省の場合には、貯金、保険、郵便というのと電気通信の関係とは違ふかわかりませんが、いずれにしても、郵政省全体としての整合性のあるいわゆる行政を進めるためのビジョンとか、中期短期いろいろあるでしょうけれども、そういうビジョンというのはあるんですか。

○政府委員(木下昌浩君) ただいま御指摘の通産政策のビジョンというの私も私拝見させていただきました。郵政省の場合にはこういう省全体としてのビジョン、長期計画は現在のところ作成いたしておりません。しかしながら、郵政三事業及び電気通信行政のそれぞれの分野におきまして、ビジョン、経営方針等の作成あるいは調査研究会等における中長期的な検討を通じて、今後の行政の方向性を国民や職員に明らかにしつつ行政を進めてきているところでありまして、さらにこれ

からも郵政省全体として整合性のある行政を行うために、郵政行政を取り巻く現状及び将来展望に対する共通認識というものを持ちながら仕事を進めていくことが非常に重要だということは考えております。したがって、各分野のビジョンあるいは経営方針、その策定に当たりましては、今後とも高いレベルでの共通認識を皆が持つて行えるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○大森昭君 私がなぜないのを承知で質問しているかという、官房長には申しわけないんだけれども、実はさつきから及川さんの質問を聞いていても感じるんですけども、どうも郵政省というのは、申しわけないんだけれども、言い方悪いかもわからぬけれども、貯金なら貯金の貯金局長は一生懸命やっている。保険局長は保険のことは一生懸命やっている。それぞれ局長さんはその持つておる業務については、それぞれ事業の経営方針というの年度のやつがあるからそれはやっていくでしよう。ただ、どうも聞いていて全体として討論しているかしていないかというのを非常に疑問に思つております。

最近、当たっているか当たっていないか知らないけれども、新聞にだれかがどこへ行く、だれかがどこへ行くといつて何かまた行つたり来たりするようになっておるわけだ。放送行政局長も大体一年ぐらいいでみんなかわるようになっておるね。そういうことで、別に人事に介入するわけじゃないんですが、あるとすれば、例えば放送行政なら放送行政、過去に放送行政やつた人もおるわけでしょう。局長がかわるから課長も同時にがらがつとかわつちやうわけだ、正直言つと。そうすると、そうなたつた人たちが前にやつた人たちも入れてお互いどうなのか。今までやってきたけれど、君がやってるときは基盤整備の法案を提案していろんな議論をやつたじゃないか、そういう議論を果たしてしているのかしていないのか。だから、何かちよつと境目が違つちやうと、将

来方針あるは見通し、きようだつて、及川さんの質問で将来の見通しということになると余り答弁自信がないものね。これは後で議事録精査すればわかるけれども。だから、一つの行政の計画を立てる、ビジョンを立てるといふときはどうしてもみんなで議論するといふことが必要になるんですよ。そういう仕組みでいかないと、大臣が言うように極めて高度情報化社会の中で必要な任務を持つていられないけれども、場当たり的と言っちゃおかしいんですが、そのとき必要だからそれぞれ法案を毎年毎年出すんではないかと、これ一体どうなっていくんだらうかといふところになつてくると思つておられるんじゃないですか。

そういう意味で、職員録を今ちよつとそこで見せてもらつたんだけど、これは答弁しなくていいんだけれども、これを見ますと、三事業は全部次長がいるんだよね。ところが、電気通信局は二人部長がいるんだよね。放送行政局長のところには次長も部長もいないんだよ。通信政策局長を見ますと内海さんが次長になつてんだ。それで、あれ放送行政局長には次長がないのかと思つと、ここにまた審議官が四人いるんだよ、加藤豊太郎さん品川萬里さん、金澤さん、そこにおられるけれども大井田さん。それで加藤豊太郎さんが次長役なんですよ。放送行政局長の、これは恐らく次長とるのは簡単にいかなから審議官をつくつて特命でやつていけるのかな。何だかわからないのだけれども。

いすれにしても、こういう段階ですから、今三つに分かれていられるんだけど、通信政策局長、電気通信局長、放送行政局長といふ、こういうことだけで一体今の情報化社会を迎えてやつていくのにいふのかどうか。仮にポストはこういうことにするけれども、常時三局長で一つの法案についてお互いに討論しながら法案なら法案を提出していく。そういうことになれば、三局長来てれば、あああの局長は自信がないような答弁しているけれども、いやおれはこういう角度でもつてこの将来の見通しを持つていけるというので、別に一

人の局長が、まあこういうことを言っちゃいけない、わかつたやうなわからないやうなと言つてもまた怒られるから、わかつてはいるんだけれども、僕は仮に違つたつていいと思つてんだ。別に証人喚問しているわけじゃないんだから、政府委員なんだから。そうしない、これ正直言つと、及川さん以下みんな並んでいるけれども、及川さんの質問したやつ、まあ質問者が納得すればいいやといふ委員会の運営なら別ですよ。そうじゃなければ、ちよつと何か十分理解できてないところもあるんじゃないですか。

だから、そういう意味合いで、どだい私なんか全然素人だから優秀な答弁があつてもわからないのかもわからぬけれども、行政全体が長期計画を立てる、ビジョンを立てるといふ仕組みをしていこうじゃないかと今官房長言われるから、そういう仕組みをしようといふものには、やっぱり省の体制をもう少し立て直してやつてもらわなくて、例えばさき言つたように、通産省の課長が来て、通産省の少なくともビジョンはこうでありま、そんなことは言えないでしょう、本省の郵政省の課長さんが来て、我が郵政省は全体としてこうやつてやつていくと言ふ人はいませんよ。ただ、貯金局から来てもらつて、金利の自由化にどうするかと言つたら、この間も平井という課長さんが来た。どうとうとしゃべつてくれましたけれども、一つ一つの分野ではずつといくけれども、どうも郵政省といふのは各事業局だとか各局が寄り集まつて運営されているだけで總体的なものといふのはない。

なきやないでいいんですよ。そうしたら悪いけれども官房長三年ぐらいやつてもらつて、白井さんも同じところを三年ぐらいやればいいんだよ。ところが、異動しない何となく左遷されるんだか何だか、よくわからないんだけれども、一年ぐらいいでばんばんばんばんかわるんではない。放送行政を担当して、こんな世の中に一年ぐらいいでばんばんばんかわつてちゃんちやおかしいとなつちやうんじやないですか。民放の人だとかあ

るいはNHKの人といふのは、NHKの会長なんか長いですからね。たまたまこの間、島会長早くやめちやつたけれども、長いでしょう。長いNHKの会長を、どこから来た人、一年ぐらいいで意見書を出しているんだ。この間も小野沢局長が出した意見書、長いやつ読ましてもらつたけれども、ずつとやつていける人がつくれたやつを、言っちゃ悪いけれども、半年もたたない人が意見はこうだと言ふんだから、これじゃちよつと、郵政省しつかりしてもらいたいために僕は言つていられるけれども、少しそういう仕組みだとか何かを考へ直すといふ時期に來ているんじゃないか。

しかし、それも、体制がでないけれども、毎年毎年出てくる法案はそれなりに、だから場当たりとは言つてないんだよ、白井さん。それなりに苦勞して僕らも審議しているけれども、しかし、總体的なものを見た上で我々が個々の問題を取り扱ふといふ委員会の運営にしていかなないとまずいんじゃないかと思ふので、答弁は要りません、そういうことで実は初めに、一体ビジョンがあるんですか、ないんですか、それから今までやつてきたことについての目的が達成されているんですか、されてないんですかといふ意味合いの質問をしたわけです。ですから、次に例えば新しいものを提案するときは、各委員の方々に、今までやつてきたことはこのぐらいいつてきました、足りない分はさらに進めますと。どうも個々に聞きますとやつぱり余り達成してないのがあるんだよね、正直に言つて。きようは時間がないから個別には言わないけれども、そういう意味合いでひとつお願いしますよ。

それから、何か余りいい話じゃないんだけれども、最近大臣を初めいろいろ記事が出ています、大臣は、不徳不明のいたすところで、今後は一生懸命やるというわけでありますが、実は週刊ポストにまた、これは「論議」ですか、この問題が出ています。平成二年の十月号を三千部買つて、平成三年の四月号を五千九百部買つていろいろやつていけるという報道が出ていられるだけ

も、余り僕も週刊誌を議題にして委員会で質問したくないんだけれども、とかこの「論議」といふのは問題があるんですよ、いろいろ各省に。だから、そういうものと一緒にされたんじや郵政省も問題だと思ふので、この購入した目的だとか、あるいはこの記事ですね、記事について何か御見解ありますか。

○政府委員(木下昌浩君) ただいま週刊誌の当省関係の最近掲載された部分についての御質問でございますが、御指摘の三千部、五千九百部という号でございますけれども、この座談会は、創業百二十年を迎えた郵便事業の今後の課題と新展開というものと、それから郵政省の高度情報通信ネットワークの現状と将来展望といふことをテーマにいたしまして座談会を開いたものであります。この内容は私どもとして職員の研修用に大変適するといふ判断のもとに正規の手続きを経て購入したものであります、研修用として内部に配付して活用しております。また、「論議」主催の座談会には当省の幹部職員も出席している事例もあるわけでありまして、あくまでも郵政行政についての国民の理解に資するといふことを考へて、判断して出席しているものと考えております。

その際、今御指摘の他省庁のことを言われましてたけれども、取りざたされているような企業に対して協力金を求めたり、あるいは企業に対して座談会への出席を要請するといふようなこと、いわゆる官民癒着といふ表現が使つてあつたと思ひますが、その判断されるような行為は当省の場合はないものと承知いたしております。

○大森昭君 大臣もしばしば言われていますが、一般官庁と違うと言つとちよつと語弊がありますが、郵政省の場合には多くの従業員がいまして非常に影響も大きいわけですね。したがつて、記事の内容がすべて正しいとは私は言ひませんが、何かありますとやつぱり全体の従業員に影響が大きいので、この種の座談会だとか対談に出てくれといふので、省の方針もそういう雑誌に載つ

かつて郵政省の進むべき道を言うときもあるでしょうけれども、十分ひとつ注意をさせていただきたいと思うんですね。

時間が来ていますので最後に、これもそうなんですけれども、いろいろ質問を聞いておりましてやっぱ一番すかつしなないのは、臨調とかかシーリングだとか政府の方針があるものですか郵政省だけ特別なことがなかなかできないということはある。その意味で郵政省の事務当局としては、その枠の中で、機構の問題でもそうですよ、ほかに類を見ないような格好で次から次とやっていくものだから、簡保事業団もそう、簡保事業団が貯金の金をやったり、郵政会計から金を出して合築をやってみたり、大体簡保事業団がやる目的じゃないやつをみんな特例でやっているわけだから、だから非常に無理があることはわかる。無理があることはわかるけれども、今日置かれておる郵政事業の状態でいけば、これは事務当局じゃなくて大臣が、臨調でいろんなことをやったりシーリングの枠内もあるけれども、とにかく算面、それから枠組み、いろいろ大臣も不祥事で名を連ねたわけだけれども、大臣在任中に頑張った新しいことをやるぐらいのことをしてもらわないと挽回できないから、最後にひとつ大臣の決意を聞いて終わりにしたいと思うんですね。

○國務大臣(渡辺秀央君) まず最初に、過去のことは言いませんが、私もいろいろ不徳のいたすところ御心配をかけておるのにかかわらず、またこういう問題で話題になったことを私からもおわびを申し上げたいと思う次第でございます。私、先般の閣議後の記者会見でも、私自身も襟を正して職務に、精励とは言いませんけれども一生懸命努力している、職員の方々にもしっかりと正してやっていたらなければならないということを申し上げたところございまして、今の御注意を十二分にきかめ努力をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしく御指導をお願い申し上げます。そこで、大森先生からの御質問であります。

まさしく臨調による、言うならば予算あるいはその他におきましてはシーリング、こういった一つの行政上における枠がはめられてまいりました。これは言うまでもなく、国民の大切な税をどう有効的に活用するかということが基本だろうと思うんです。同時にまた、どう機能的に行政を發揮していくかというようなことでもあらうと思っております。時代の移り変わりといましようか、あるいはまた時代の進展といものが極めて急速であるというような観点からいいますと、現状においては、郵政省という役職を担当している國務大臣として、行政改革を遂行していかなければならないというもろろ内閣の基本方針があるわけでありまして、これはまた、臨調行革の委員も国会で承認されておると、こういうことでもございまして、今の段階では、非常にこういった行政事情の厳しい中、政策課題を解決するための必要な体制というものを整備しながら最大限の努力をしていかなきゃならないという決まり文句の決意表明に終わってしまうことだろうと思うんです。

一面、私は政治家として考えたときに、これだけニーズが多岐にわたってまいりますと、一行政機関で果たして一つの政策課題を解決できるかどうかというような状態にまで来て、例えば、これからお世話になる拠点法の問題もその一つであろうと思っておりますが、そういったようなことを考えてみまして、やはり何かここで考えなければならぬことなのかなという感じがいたしております。言うならば、今与えられている認可法人その他の中で、先ほども及川先生から御指摘をいただきましたが、しかしそこで十二分な効果を出すような仕組みを今の段階では考えざるを得ないというところ非常に行政的な無理も来ているなど内心実は思いつながら、今この発言の機会なので申し上げているわけですが、実際のこととしてそんな感じもいたしました。

しかし、御理解をいただきまして、二十一世紀に向けて我々がこの政策課題を解決していきますのに、真剣な取り組みをして、そして今国民から

与えられている行政改革、あるいはまた臨調行革という荷物を背負いながら、効果を發揮できる、そして期待にこたえられる行政機能というのを大いに発揮して行政をやらせていただきたいと思っております。

どうも答えになったかどうかわかりませんが、一つの問題提起をいただいたつもりで勉強させていただきますかと思っております。

○中村鋭一君 大森先生が予定よりも少し早く質問をお切り上げになりましたので、その分の時間を私にちょうだいをお願いしたもので、せっかくの時間でありまして、質問に入る前に、朝来質疑を伺っておりますが、質問に入りましたことをちよつと意見として申し上げさせていただきますかと思っております。

及川先生の質問、また今の大森先生のお話を聞いておりました、委員会の質疑というものは、委員も一生懸命勉強して質問をするのでありますから、答弁をなさる委員の方は、事前に質問通告もしてあることでありますから、この質問に対して答弁の核心はこれである、当たり前のことですね、しっかりと答えをいただくのが当然である、こう思うんですが、まことに残念でございますが、朝からの及川委員の質問に対します答は、これは大森先生も指摘をなさいましたが、私も理解をしようと思つたんですが、どうも徹底を欠く、核心をついていない、酷評をすれば、何を言っていらいしやるかわからないような答弁がありましたことを私は残念に思います。

質疑というのは、大臣、私も議事録を後に読んでとりまして、例えば私の選挙区の有権者の皆さんや、郵政省の職員であります全通でありますとか、全郵政の組合の皆さんに漏れなく実はお配りをさせていただいております。私は皆さんに、このような質問を通信委員会いたしました、答弁はかくのごときでありまして、今郵政省で問題になっておりますことはかくしかじかでありまして、こういう法律案が審査の結果通りました、あるいは残念ながら不成立に終わりましたというよ

うなことをいつも有権者の皆さんにお知らせをしているわけですね。全通や全郵政の組合の皆さんがそれを知らなくなって、ああ我々の上司は委員会でこんな的確に答弁してくれているのか、まさに頼りがいのある立派な方たちなんだと誇りを持っていただけのような、そういう存在になつてもらいたい、こう思います。

質問に対して答弁は常に的確であるべきです。紆余曲折があつたり、回り道をたどつたり、逃げ口上であつたり、弁解であつたり、ごまかしであつていいはずはございませんので、苦言でございまして、それでございます。せつかくひとつ勉強をさせていただきますかと思っております。当たり前のことでありますからお願いをしておきたいと思っております。

質問に入らせていただきますが、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案関係資料、これを説かせていただいた。その中で、通信・放送衛星機構法の中で衛星という二文字をお取りになったわけでございますが、この衛星という二文字を取った理由、それはひいては今回のこの法律案の内容に言及することになると思っておりますので、その目的等を含めてまずお聞かせをお願いしたいと思います。

○政府委員(白井太君) ただいま中村先生がおっしゃいましたように機構の名称を変えたということ、機構の業務が加わったということによるものでございます。一口に申し上げますと、研究開発関係の業務が加わったということでありまして、したがって、そのような業務を行う機構になったということで、第一条の目的のところも、この機構は何のためにあるのかということを書いた目的のところも研究開発関係の仕事が加わったということを書かせていただきました。さらに、そうしたことを踏まえて、機構の名前を今度はどういうようにするかということもいろいろ法律案の立案の過程では関係のところとも相談をしたわけでありまして、通信・放送衛星と研究

開発の仕事がメーンの本来業務になるわけであり、長い名称にするということになります。通信・放送衛星・研究開発機構というように長い名前をつけるということも方法としてはあり得るかと思うわけであり、できるだけ、できるだけ名称というのは簡単なもの、いいということもあり、それから、通信・放送機構というように名称があれば、従来からやっておいた衛星の運用の業務、あるいは今回の加えることをお願いしております。研究開発関係の業務も含めた通信・放送全般の仕事を取り扱う組織だということな名称になるのではないかと、最終的には通信・放送機構という名前前で法律案を提出させていただきます。

○中村鋭一君 この中に、特定研究開発基盤施設の整備に対する出資というのがございますが、今郵政省の方で描いていらっしゃる具体的なプラン、この基盤施設の整備に対する出資、その出資の範囲でありますとか、具体的な内容等についてイメージしておられる点が、それをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(白井太君) お答えの冒頭に法律案の中の仕組みを簡単に一言触れさせていただきます。と思ひますが、法律案の中身自体は、実は先ほどのお話にも関連いたしますが、研究開発関係の業務を機構の仕事として加えるということになりますので、研究開発の推進の仕事でありますとか、あるいはただいまお話ししました特定研究開発基盤施設整備のために資金を出資するような仕事でありますとか、そういうものは仕組みの上ではすべて機構が判断して行うというような仕組みになっておるわけでございます。

ただ、現実の問題としては、もし今回法律を通したとしますと、これは最初のことになりますので、実際は、私どもがこの法律案を立案する過程で、部外の方々の御意見とかあるいは審議会の答申とか、そういうようなものもいろいろ頭に入れまして、アイデアを練って実はこの法律案を

提出させていただいたわけであり、そのようなことから、特定研究開発基盤施設についても、法律の仕組みは仕組みとして、私どものアイデアがないわけではないという、あるいは法律を通していただきたならばこういうことをまずやり、ということを考えておるわけでありまして、この点については、法律がもし成立しましたら、その後機構と綿密に連絡をとってやっていくということになるわけでございます。

ところで、私どもがどういったアイデアを持っているかということですが、まず特定研究開発基盤施設整備の仕事として、外部に出資するためのお金であります。これは予算上は、平成四年度の場合は十億円のお金を産投金計からこの機構に対して出資をしようというところで予定をさせていただきまして、したがって、さしむき平成四年度はこの十億円を今度基盤をつくるところに出資する原資として考えるわけであり、

そして、今度はそのようなお金でもってどういった施設をつくることをイメージしておるかというところでありますが、現在私どもが考えておりますのは、今のところ二つの施設というのを浮かべております。一つは高度画像通信技術に関する施設でありまして、もう一つは広帯域通信網とか広帯域通信システムの技術に関する研究開発のための施設でございます。どちらもこうした研究開発の仕事に携わっておられる方々が共同で利用するということ念頭に置いておるものであります。

この高度画像技術の研究開発のための施設は、一つは、立体画像を送るための技術と申しますか、別の言葉で申し上げますと、三次元通信のために必要な技術を開発するというのを頭に置いて共同利用施設でありまして、またその施設の中には、現在行われておりますハイビジョンよりもさらに精度の高い精細度のテレビジョン放送を可能にするような画像通信の研究ができるというようなことを頭に入れまして、そういう研究開発の

仕事をしていらっしゃる方々が時間単位で、あるいは日にち単位でそういう施設を利用いたしまして研究開発をするというのを頭に置いておられます。広帯域通信システムについてもそのような共同利用ということ念頭に置いてこの計画を立てたいと考えております。

両方あわせて国としての出資分が十億ということになるわけであり、そのほかに、第三セクターのような方式、つまり自治体からの出資金などもぜひお願いしたいと考えておりまして、自治体からの出資をトータルで五億ぐらい、そうすると出資金が全部で十五億になるわけですが、さらにそのほかに十五億ぐらいを借入金で、これも第三セクター方式をとっていただきますと無利子融資等の方法もございますので、できるだけそういう安上がりでお金を借りようというようにも考えていただいて、まずはただいま申し上げました二つの種類の施設、全部合わせまして三十億ぐらいの仕事をまず平成四年度は行うということで始めてみたかどうかというふうに考えておるところでございます。

○中村鋭一君 実に答弁の模範のような、わかりやすく、的確で、結構でございます。ありがとうございます。

機構が外国人研究者を招聘するというのがございまして、「海外からの研究者の招聘による国際研究交流の促進等の業務を行わせること」としております。と大臣の提案理由の説明にございまして、期間でありますとか規模でありますとか、研究の内容、交流のやり方、共同研究はするのかしないのか、そういう点についてお教え願えますか。

○政府委員(白井太君) 冒頭お断りしたいと思ひますけれども、実は平成四年度は最初の年でございまして、余り大見えを切って申し上げられるようなものではないと思ひますけれども、予算的に予定をいたしておりますのは、とりあえずは三名の研究者の方をそれぞれ一カ月ぐらいお招きをしたいということでありまして、したがって

共同研究というところまではとてもまいらないわけでありまして、研究者の交流というようにすることになろうかと思っております。

ただ、こうしたことにつきましては、現在でも例えば電気通信フロンティア研究なんかにつきましては年に一回日本でセミナーを開いておりまして、研究者の方々が短期間日本にいられて御自分を取り組んでおられる研究のテーマについて発表したりいただいておりますが、そうしたことも大変研究者の方々にあっては有益であるように思っております。年々日本に来てそういうセミナーに参加したいという方が非常に多くなつてきているように思っております。しかも、私など素人でも存じ上げているような著名な方がお見えになつたりしております。今回の場合はそれよりもさらに期間は一カ月というまとまった期間来ていただくことができるということになりますので、これはこれで大変大きな意味を有するものと考えております。

ただ、将来の問題といたしましては、研究開発推進業務というのも今度機構の業務につけ加えさせていただきますと思っておりますので、そういう中で外国人の研究者の方に研究のスタッフとして入っていただくということも、将来の問題としては十分考えることができるのではないかと、うふうに思っております。

○中村鋭一君 その場合に、この間セガが訴訟になりまして莫大な金額を補償せよという判決がアメリカで出ましたですね。ソニーなんかは、これは事前に手を打ってお金で解決を既にしている、裁判は裁判で別にやっていく、特許権の侵害はしていない、こういう見解をソニーなんかは明らかにしておりましたが、郵政省がそういう特許の問題でありますとかノウハウでありますとか、そういうものの情報の交流等、あるいは共同研究等が将来としてはあるわけですか。それがもしある場合は、今言ったような、将来的にはそのノウハウ等について、例えばアメリカと日本との間に

せっかく善意で出発したことが結果的には一つの摩擦を生みはしないか。そういうことについて考察は加えておられますか。

○政府委員(白井太君) 現在は、外国の研究者の方をお招きするというのは、少なくとも今年度考えておりますのは研究交流というふうなことでございまして、直接中村先生がお話しなさいましたような問題がストレートに起きてくるということはないと思っております。

ただ、ちよつと話が横道にそれますが、今回研究開発推進業務を機構の仕事として加えたいという理由は幾つかございまして、そのうちの一つの理由として、ただいまお話しありましたように特に特許権に絡む問題が念頭にございまして、と申しますのは、現在我が国におきましては、国の研究開発等については特許権の扱いというのが非常に制度上シビアになっております。そのために民間とのいろいろな共同研究というのがちよつとにくいとかという側面がいろいろあるようでありまして、その辺について少し融通を持たせるというふうなことも必要ではないか。そのためには、国の機関が直接研究をするということではなくて、今回お願いしておりますように、機構というふうなところで研究開発をするというふうなことにいたしますと、例えば特許権の問題について、国の場合とは少し違つて、もう少し緩やかな扱いというのができることになるのではないかと、そういうことも念頭にありまして今回の法案のようなものをお願いしているわけでございます。

ただ、繰り返しになりますが、外国との関係では今直ちにそういう問題が起きるということはないのではないかと思っております。

○中村鋭一君 次に、有線テレビジョン放送の臨時措置法についてお尋ねをさせていただきますが、今ちよつと私メモをしてみたいんですが、地上波はU局、V局。それからラジオの方は短波、中波、FM。それからBS、CSテレビ、これはいっぱいあるわけで、そこでCATVがうまくいけばいいんですけども、現状うまくいっているとい

うふうに一言にして言えるのかどうか。その辺に多少の疑問がないでもない。そこで、郵政省として今の有線テレビジョン放送の現状をどのように把握をしておられるのか。それから問題点がありとすればどこにあるのか。今回の措置法をどういう観点でおつくりになったのか。まずそれをお伺いさせていただきます。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。

まず現状ですが、平成三年三月末現在で施設数が約五万、加入者数が約六百七十七万世帯でございます。その内訳は、一つは再送信専用のもので、それから多チャンネルの都市型ケーブルテレビというふうになるわけですが、大半が再送信専用のものでございまして、後者は本年三月末現在で許可施設数が百三十四、そのうち開局施設数が九十九、加入者数は昨年の十二月末現在で約五十五万世帯でございます。

そこで、今御指摘のありました大きな問題点は何かということでございますが、大きく言いますと二つ、一つは放送番組の制作・流通・保存体制等が脆弱であるということ、もう一つは有線テレビジョン放送施設の設置に多大な資金を要するということ、この二点だろうかと思います。

そこで、放送行政としてはこのソフトとハード両面にわたる問題点を克服しなければならぬわけですが、そういう意味で、今まで金融上、税制上の支援措置とかいろいろなことをやってきたわけでございますが、今度抜本的な対策の一つとして、立法措置として今御指摘のありましたこの法案を御提案したわけでございます。有線テレビジョン放送法が施行されてから二十年たつわけでございますが、こういった新しい施策を契機として、また多メディア・多チャンネル化の時代の進展の中で一つの大きな新しい転機を迎えるだろうというふうに考えております。

○中村鋭一君 ケーブルテレビの平均チャンネル数は今どうなっていますか。幾つあるんですか。○政府委員(小野沢知之君) 二十二チャンネルで

ございます。

○中村鋭一君 放送する番組でございますが、これはどこから調達をするんですか。

○政府委員(小野沢知之君) 無線の放送の再送信があるわけですが、そのほかに、有線テレビジョン放送事業者みずから制作するか、または番組供給事業者、それから地方公共団体、そういったところから供給を受けております。

○中村鋭一君 今回放送番組に限ってこの措置法で支援をする、その目的といいますが、理由はどこにありますか。

○政府委員(小野沢知之君) 今まで金融、財政、税制その他いろいろな面で支援措置を講じてきたわけですが、そのほとんどが施設の整備に係るものだったわけで、ソフト面についての着眼が少なかつたというのを反省いたしまして、先ほど申し上げましたように有線テレビジョン放送が十分に発達普及していない大きな理由がそこだということ、放送番組の制作・流通・保存体制が脆弱である、その辺を解決することが必要だという趣旨で特に今回は放送番組に関する業務に限って支援措置を講ずるといふ、そこにウエートを置いたわけでございます。

○中村鋭一君 その業務は具体的にどのような業務を規定をしておられるわけですか。

○政府委員(小野沢知之君) お答えいたします。四つに大別されるわけですが、まず一つが放送番組の制作に関する業務でございます。それがまた三つの類型に分かれるんですが、一つが、有線テレビジョン放送事業者、放送番組供給事業者その他の有線テレビジョン放送の放送番組制作をする者と共同して、企画から編集まで一連の有線テレビジョン放送の放送番組の制作を行う業務でございます。二つ目の類型が、有線テレビジョン放送事業者、放送番組供給事業者その他の有線テレビジョン放送の放送番組制作をする者からの委託を受けて、カメラワークとか取材とか編集等制作工程の一部を行う業務でございます。第三の類型が、スタジオ、編集室等を有線テレビジョン放送

の放送番組を共同して制作する者に利用させる業務でございます。

それから二つ目ですが、二つ目の業務が、有線テレビジョン放送事業者、放送番組供給事業者その他の者の委託を受けまして、通信衛星を利用して有線テレビジョン放送事業者、有線テレビジョン放送の放送番組を提供する業務。

それから三つ目ですが、これは放送番組、無線の放送番組も含みますが、これに関する情報を収集、保管、例えばデータベース化するというようなことで有線テレビジョン放送事業者に提供する業務。

最後の四つ目ですが、有線テレビジョン放送事業者その他の者から有線テレビジョン放送の放送番組を収集、保管して、放送番組をPRして加入を促す等の目的のために館内で公衆に視聴させる業務、こういうふう整理されます。

○中村鋭一君 この充実事業の実施で現実に整備される施設、その事業の規模、それから具体的な内容をお示し願います。

○政府委員(小野沢知之君) 施設のモデル的なもの事業規模としては、延べ床面積が一万平米で所要経費が約九億円。その内訳ですが、産投出資が一億五千万円、地方公共団体、民間企業等から出資したものが三億円、無利子融資が四億五千万円を見込んでおられるわけでございます。

施設の内容についてでございますが、スタジオ、特殊効果制作設備等を備える放送番組共同制作施設、それから送出装置、アンテナ等を備える放送番組配信施設、それからデータベース検索端末等を備える放送番組情報検索施設、それから収録設備、視聴用のブース等を備える放送番組収録施設というふうになります。それぞれの業務を行うために必要な施設を整備する、こういうことでございます。

○中村鋭一君 もうお尋ねしましたので最後の質問に入らせていただきますが、大臣にお尋ねをしたいんですが、今回こういう立派な臨時措置法ができましたね。そしてCATVしつかりやっ

てもらいたいということなんですが、これは及川先生もお尋ねでございましたけれども、CS六社のうち四社はもととCATV向けに番組供給をしていた会社である。内容を見ますと、BSが、CSが開局する、それぞれに番組をほとんど提供していかなくない。そのために、番組開発もございしますが、何より地上波も、衛星放送も、CATVも、CSも見ていただく方がいなければならぬわけですね。ですから、それは営業面においてはスポンサーの開拓ということがあるでしょう。それから受け取り手の方は、何よりもそういう受信のための機器をメーカーにおいてつくってもらわなくない。そのまた定価が適切でなければいけない。

この間も伺ったんですが、ハイビジョン、今八時間実験放送をやっているわけですが、大体これは百万ぐらいするそうですね。簡略化したセットで年内に四十万ぐらいになると言いましたか、いずれにしても大変高額なものです。BSはチューナーが要るわ、ハイビジョンは今買おうと思ったら百万するわ、CSなんかでも実際に受信機器の発売はまだ一製品しかないという状況で、これは受け取り手の方も市民の方も大変ですよ。それから経営の方も大変ですね。

そういった膨大なものがほとんど多チャンネル時代で出てくる。その許可の権限等は郵政省が持っている。問題が私にばいあると思うんですね。しかし基本的には、やっぱり見のために、聞いて教養の足しになる、そしておもしろい、あるいは的確な情報をどんどん提供していく、例えば湾岸戦争のときにCNNが世界じゅうの人に再認識をされて、テレビで見る戦争ということで再評価をされたというようにあるわけでございますから、こういったたくさんメディアが出現する、多チャンネル時代、大いに結構でございますが、現実を見ると、今のCATV一つ見ても必ずしも明るい展望は開けてこない。そこで郵政省の役割というものは大変重大である、こう思います。大臣に、多チャンネル時代に

向けた郵政省の責任者としての現状分析とその展望をまず伺いたいと思います。

それからもう一つ、いわゆる郵政三事業というのがございます。これは私の取り越し苦労であらうと思っております。これは私の仕事というものはやはり郵便事業ですね。また郵政省の職員は大多数の人がこれに当たっておられるわけですね。ところが一方でこういった電気通信の分野が発達を遂げてまいりまして、例えば許可とか法律をつくるのは、今ここにいらっしゃる幹部の皆さんが鋭意研究をしておつくりになるわけでございます。そこで私は、郵政省の幹部の方々は、やっぱり郵政三事業は郵政省の根幹の仕事である、その分の切磋琢磨というんですか、郵政省の職員の士気を阻害させることのないよう、そういう工夫も常に怠ってはいけないことだと思っております。華やかで、何というんでしょうか、時流に乗じた分野は一生懸命皆さんおやりになるが、根幹であるところの、しかも郵政省の職員が日夜市民と直接接している郵政事業についても常に工夫を怠らず、新規商品を開拓して、職員の皆さんが本心に楽しんで仕事ができるようなそういう努力や配慮も怠っていないで、このように注文をして、その面についてひとつ大臣のお話をお伺いいたします、私の質問を終わります。

○国務大臣(渡辺秀央君) 多チャンネル時代に入りますと全く視聴者の選択権が優先される、こういう今の時代とはかなりさま変わりになる時代になるだろうと想定はされているわけですが、それだけにこの放送番組の充実ということは本当に真剣に今から考えていきたいと思います。ある意味においては、例えば衛星一つにしても、NHKにしても、一行政はなぜ認可を与えたのか、国民の税をそういう行政の中でなぜやったのか、いろんな問題が出てくるであろうと思っております。官民を問わずして。

そういう意味で、私どもは、有線テレビジョン放送の発達及び普及のソフト面の隘路を打開しようとしてこの有線テレビジョン放送番組充実事業

というものを展開いたしてまいりたいと思っております。このCATV、スペース・ケーブルネットワーク推進懇談会の報告によりますと、二十一世紀にNHKの約四〇〇％ぐらいまで行くだろうと言われております。それだけの非常に広い市場とでもいいたすか、そういうものが背景にある。だからこそ、先ほどの及川先生にやないですけれども、どんどん手を挙げてやらせろやせろという形に恐らくなっていくということも背景としては一つあるだろうと思っております。しかし、そのことはまた、今の段階から考えられるかどうかかわかりませんが、ある意味では地域の活性化、ひいては高度情報化社会というものを推進していく推進役とでもいいたすか、そういう先端を切っていく担い手になつていくということも考えられると思っております。

そういったいろんな面を考えてみますと、全国の国民にケーブルテレビの効用が広く及ぶことをまずこの情報化社会に向けて郵政省として努力をしていくということが大切な面であると思いたす。それはいろいろな諸施策を有機的に連携させる、今局長からも報告がありましたが、税制面あるいは財政面という意味でそこに補助策というもの、あるいは補いとして行われていかないと、民間だけではできませんし、一地域一認可でしたか、一行政の中においてということになっていきますと、それだけに設備投資その他のことを考えてもなかなか容易ならざるものだろうと思いたす。そこは有機的な関係を生かしていかなきゃいかぬというふうに、素人の私ですから非常にアバウトな言い方で恐縮であります。そんな感じがいたしておるわけでございます。

もう一つは、郵政事業として新しい通信・放送の郵政省全体の取り組み、先ほど大森先生からも御指摘いただきましたが、その問題にかかわる私の考え方という意味もございします。私からは、政党政治と言いつつ、今御案内のとおりまこと御指摘をいただき、御指導いただきつつ歩んでおります大臣ではありますが、しかし、与え

られた任務の中では、おっしゃられるとおり最高責任者であります。ですから、私も、三十万の郵政マンの皆さん、あるいはまた関連する事業関係の三十万の皆さんに対して、やっぱり一番郵政省のよって来る、今日まで発展してきた原因の基盤は何かと言ったら、本当にこれは前島密先生が始めた郵便事業だ。全国の情報を安心して受けとめられるシステムを政府がサービスした、こういうことだろうと思っております。ですから、この郵政三事業というものがやっぱり郵政省の基盤である。実は、こうやって就任をさせていただきましてからまだ地方の局の方にはなかなか国会中でありましたところ、私は地方の郵便局におられる皆さんに、とにかく皆さんがいないと郵政省ないんですよというのを申し上げて、さらなる御精勵を期待して、そしてみんなで仲間意識でやろう、そのことが二十一世紀の扉を開く情報化社会の郵政省のエネルギーだ、いわゆる通信・放送という分野を円滑に行っていくエネルギーなんだ、あるいはまたそこが原点なんだということ、大変演説めかして恐縮ですけれども、本当に各地区で申し上げてきたところでございします。私もその信念でございします。そういう意味では、中村先生から御指摘をいただきましたことは全く我が意を得たりという感じでございます。

これからの私は、郵政マンの皆さんのともかくにも精勵しやすい環境づくり、これは給料の問題もあるでしょう。今いろいろあります。今最終的なところに行こうとしているところですが、いろいろありますけれども、しかし、生活環境とか宿舎に対してとか、あるいはまた仲間意識の中におけるいろいろな文化事業あるいは芸術事業、こういうものをさらに発展させて明るい職場づくり、こういうことを大いにやってもらわなければ。私も本省でそういうことがありまして率先して出かけていきまして、写真を撮ってその当選者にお贈りしたり、おこがましいんですけど、少なくともそういう助成というか、皆さんから大いに頑

張ってもらいたいというエネルギーの末端を実は
押してやっている次第でございます。

これからの新しい時代に向けて、通信・放
送の今後の果たすべき国家的、ある意味では世界
的な日本の最高の技術、そしてまた先生方からい
ただくこれからの方向性についてのビジョンを郵
政行政の中で、あるいは通信・放送行政の中で生
かしまして何とか次の世代における責任を果たし
てまいりたいと思っております。その
ことは、まさに大森先生が言われた郵政省の中
における指導者というか、責任者同士の意思の疎
通、あるいはまた情報の交換、あるいはまたアイ
デアの交換といえましょうか、そういう一局だけ
で行い得ない時代にもなっておりますから、そう
いうことも私は申し上げておりますし、さらに各
省庁と連携をした定期的な会合をやるように、特
に若い人によるように実は今進めている最中でご
ざいます。

ちよつと余分なことまで答弁してしまいました
が、そういう空気が郵政省の中にも今おかげさま
でみなぎってまいっております、守る郵政省で
なくて攻める郵政省でいこうということで実は頑
張っておりますので、御指導のほど
よろしくお願ひを申し上げます。

○中村鋭一 ありがとうございます。

○委員長(粕谷照美君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時四十分再開することとし、休
憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(粕谷照美君) ただいまから通信委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、通信・放送衛星機構法の一
部を改正する法律案及び有線テレビジョン放送の
発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組
充実事業の推進に関する臨時措置法案の両案を一
括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉岡吉典君 まず、放送衛星機構法の改正につ
いて伺います。

科学技術の進歩に伴って通信・放送技術水準を
向上させるということは、これは重要なことであり
、その点で私も通信・放送技術に関する研究
開発ということは大いに力を入れなければなら
ないことだ、そういうふうには思っています。同時
に、今提出されている法案に私も幾つかの意
見、疑問も持っておりますが、まず衆議院で審議
されたことを念頭に置きながら幾つか質問をさせ
ていただきますけれども、最初にお伺いし
たいのは、今回追加する新しい研究開発業務はど
ういう体制で行われるか、一体何人ぐらいの体制
でどういうふうに行われるか、お伺いしま
す。

○政府委員(白井太君) まず研究のスタッフでこ
ざいます、一応平成四年度は最初の年でもあり
まして、予算的には、研究者については、リー
ダー一名を含めまして六名の方に研究者として参
画をしていただきますというふうな思っております。
なお、場所につきましては、もちろん制度的
には機構の中に置くということでありまされども、
実際に研究に携わる方たちが集まられる場所
は、また別途事務所等を借りるというふうなこと
をする必要があらうかと考えております。そのほ
かに、機構の中にいわば事務を主として担当する
ということを念頭に置いて新たに一つ部をつくり
まして、部長以下六名ぐらいの職員を配置いたし
まして、今回法律案でお願いをしておりますとい
ろんな仕事に当たらせたいというふうな考えてお
ります。

○吉岡吉典君 今研究スタッフ六人ということ
でした。そうすると、この六人の人が計画によると
五年計画で高度三次元映像情報の研究をなさる、
こういうことになるわけですか。途中から新しい
チームも生まれることになりませんか。

○政府委員(白井太君) まだそこまでは実は来
年度以降の問題になるものですから決めるはおりま

せんが、いろいろと取り組むべきではないかと思
われるテーマはあるようではありますが、さしむき
平成四年度は、ただいま先生もおっしゃいました
ような三次元高度画像通信の研究に取りかかると
いうことであります。そちらの方はそちらの方で
進めながら、もし予算的な事情等が許せば緊急な
テーマをさらにつけ加えるということもあり得る
と考えております。

○吉岡吉典君 そこで、私が第一にこれでもいい
かと思ひますのは、提案理由説明でも、電気通信分
野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえ
て、通信・放送衛星機構に通信・放送技術の向上
を図るためにこういうことをやるんだということ
で、このこと自体私は反対するものでないと言
いましたけれども、六人のスタッフでさきやかな研
究ということで、うたい文句と比べて実態とい
うのは余りにも貧弱だという感じが私はいまし
ます。

そういう点で、私は時代の要請にこたえる研究
体制ではとてもないと思ひますけれども、大臣
ちよつとかけ声と実態とが余りにも違つて、い
や、優秀な研究スタッフだからこれですけれども
がやれるんだということとかどうかかわりません
けれども、素人目に見るといかにも貧弱過ぎると
いう感じがしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(白井太君) 最初に事務的なことを
ちよつとお答えをさせていただきたいと思ひま
す、この辺の研究テーマというのは、正直なこ
ろを申し上げまして実は私の専門分野ではござ
いませんので、ある程度受け売りのような形でお
答えをすることになってしまひますのでお許しを
いただきたいと思います。

確かに大きな研究所というのは相当な施設を
持つて、あるいは設備を持つて、またかなりのス
タッフを抱えて研究テーマに取り組むというの
が研究所の一般の姿であらうとは思ひます。そう
いう研究所と比べますと、確かにスタッフはたつた
六人ばかりでございますし、場所といつても事務
所を借りる程度のものでということから出発をす

るということになりまして、そういう点だけ
を見ますとただいま吉岡先生がおっしゃいましたよ
うなことにもなるかと思ひますが、いろいろと
こうした分野での専門の方の御意見を伺つてみま
すと、特に最初からということもあるわけだと思
ひますけれども、取り扱うテーマ自体が、すぐ
研究室で実験器具を使って研究をするというよ
うなものというよりも、まずはこういうものにつ
いて実用化のめどをつけるためにはどう技術に
ついて取り組んでいったらいいのかということ
を、どちらかというと、私なりの理解で申し上げ
ますと、机を囲んでいろいろな權威の方が常に
ディスカッションをしながら研究を進めていくと
いうような種類のテーマだと聞いております。専
門の言葉だとアレックススルーというような言葉が
使われておるようでございますが、そのような
テーマでありますので、さしむきは大きな実験室
を持つて研究をしなければいかぬとかというよ
うなことでもないので、そのようなやり方から手
をつけるということも決してむだではないのだとい
うことを聞いております。

したがしまして、五年間研究を行いますけれども、
その五年間ですべて実用化のめどがついてしま
うとかいうところまではとてもいふものではない
ようでありまして、ある程度実用化に向けての見
通しみたいなものが五年間で得られればというよ
うなことであると聞いております。

○吉岡吉典君 大臣の答弁も次の点とあわせてお
伺いしたいと思ひますけれども、衆議院での論議
を読ませていただきますと、その中で白井局長
は、郵政省としての技術の開発であるとか研究開
発というのは今回追加される機構が中心になつて
行つと、こういうふうには答弁されているわけ
です。そうしますと、郵政省としての新しい時代
に対応する技術の開発というものの中心がこの程度
のものだということになると、これは予算もあり
ますから、郵政省がとんでもないことをやって
いるという意味で申し上げるわけではありませ
んが、それこそさつき言ひましたように余りにもこ

の体制は貧弱過ぎて、提案理由にも述べられているような、最近の急速な技術革新の動向を踏まえた新しい研究に取りかかろうというのだとすれば、またこれを郵政省としての研究開発業務の中心に据えようというのなら、スタートが仮にそうであったとしても、私はこれでいいとはとても言えないと思いますので、郵政省としての今後の研究開発体制、大体どういう考えでおられるのか伺いたしたいので、これは大臣にお伺いした方がいいんじゃないかなと思います。

○政府委員(白井太君) 私、衆議院で申し上げたときの正確な言葉を記憶しているわけではございませんが、ただいま先生がおっしゃいましたようなことで申し上げたとすると、私の申し上げ方が不十分だったというか、もうはつきり申し上げるに聞違つておったということであると申し上げざるを得ないと思っております。

郵政省関係で情報通信の研究が現在どういう体制で行われているかということを変更して申し上げますと、一つは、私どもの国の機関としての通信総合研究所というのがございまして、ここでは五百名に近いスタッフを擁して特に基礎的な研究に取り組んでおられるわけでございます。それから、当然郵政省の周りにはNTTとかあるいはNHKとかいう組織がそれなりに大変立派な研究所を持っておられまして、そちらの方でも広い意味での情報通信にかかわる研究がなされております。それからさらに、これは大変新しい枠組みでありますけれども、基盤技術については、基盤技術研究促進センターを介しましてかなりの額の産投会計からの出資がなされて、これは形としては民間企業が研究開発を行うという形になっておりますが、こちらの方でもかなり規模の大きい研究がなされております。

それで、衆議院のときに機構が中心になって行うということを私が申し上げたとすると、私の申し上げたのは、今回法律でお願いしているこの研究の業務というのは機構が中心になって行うという仕組みになっておるということを申し上げたわけ

けでありまして、私どもの通信総合研究所等の研究はそれぞれに重要な役割を担って研究業務を推進しておられるわけでありまして、そのようなものも含めて今回の措置が研究の中心になるというようなことで申し上げたわけではございませんので、その辺をひとつ御了解をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺秀武君) 今白井局長の方から説明もございましたが、今度のこの研究開発業務というものは、特に機構にこういう基礎研究から応用への橋渡しになるような研究体制というか、そういう形をつくらうというわけでありまして、先ほども答弁しておりましたように、ディスカッションをやるとか、あるいは研究テーマの交流であるとか、中身の交流であるとか、そういうようなことで取り組んでいくわけでありまして、これは産官学それぞれの協力を得られないと進められないものでありまして、産官学の研究者に機構が集まってもらって、そしてテーブルを囲んで比較的自由な研究討議をしてもらう、こういうことが主体でございますので、これはお金がたくさんあつて、人が大勢あつてことしとんと始めるのが非常にいいのかわかりませんが、とりあえず立ち上がりの方でありますから、多額の予算が確保できなければいけません、予算は潤沢であるに似たことではないかもわかりませんが、将来のそういった充実という方向を目標にしてひとつ努力をさせていただきたいと思ひます。

先生がおっしゃっておられる郵政省としての新しい時代に対応する研究のスタートとしては、先生はもう総合研究所があり、みなあることを承知して今おっしゃっておられるわけですから、私もこの程度でいいのと言われれば、いや決してこの程度でいいとは思ひません。しかし今はこれでとりあえずスタートさせていたきたい、こう申し上げて、これからの研究開発のスタッフの皆さんの御努力、あるいはまた、郵政省の研究開発分野に課せられているいろいろな課題を消化していく中で充実発展をさせていただきたいと思ひている次第でございます。

○吉岡吉典君 その次にお伺いしたいのは、新しい研究開発業務、これは一体どういうルールでやられるのか法律読んだ限りではわからないんですね。例えば研究テーマの設定、先ほどの答弁の中で初年度についてはこういうふうな経過があるのでこうだということでもございました。いずれにせよ、研究スタッフも郵政省が集めてくるのか機構がやるのか、あるいはどういう研究テーマでそれが責任を持つてどういうルールでやるのか。これは法律で決まれないで新しい機構がやる、法律は機構をつくるまでだということなのか、そこをお伺いしたいんですが。

○政府委員(白井太君) これは制度の枠組みの話と、それから実際のお話と二つに分けて御説明をしなければならぬのではないかとと思ひております。

枠組みの上からだけ申し上げますと、この種の仕事をやるという場合には、法律上は、機構は機構法の二十九条に基づきまして業務方法書というのをつくりまして、このような業務を行いたいというところで郵政大臣の認可を受けて業務を実施していくというものであります。形だけのことを申し上げますと、今回お願いをしております研究関係の業務につきましても、この業務方法書に基づいて業務の仕方を機構が考え、それを郵政大臣の認可を受ける、さらに、毎年度の業務の実施に必要な予算等については、毎年度の予算を組んでそれを郵政大臣の認可を受けて実施をしていくというようなことになるわけでございます。

しかしこれは枠組みの方の話でありまして、実際には、特に平成四年度、最初の年はそうでありましても、そうでなくても実際には、このような研究というのは、機構とそれから郵政省とがかなり一体となってテーマを決めるとか、あるいは研究方法を勉強するとか、あるいは研究者としてのスタッフをどういう方にお願ひをするかということを決めるとかというのをやっていかなければならないというふうな思ひております。特に、今回この法律をお願いする一番のきっかけ

けになりましたのは、私どもの電気通信技術審議会というのがあるんですが、昨年六月にその技術審議会の答申がありまして、その答申の中で、今あるいろいろな体制のほかに、ただいま大臣からも申し上げましたように、基礎から応用への橋渡しをするような研究に取り組む体制をつくるということも必要だという御答申がありましたもので、それから、それを具体化するものとして今回法律案を出させていただいたわけでありまして、当然のことながら技術審議会には相当の技術の分野での専門家の方も大変多くおられまして、こういう方についてはいろいろ技術関係で御相談を常にさせていただいております。

それからさらに、組織的には通信総合研究所が一応窓口になっておりますが、電気通信フロンティア研究といういわば通信関係の未踏の分野についての研究というのもやっております。この分野での研究の実施につきましても、電気通信フロンティア研究推進委員会というのをつくりまして、ついでこの間まで大阪大学の学長をなさつておられた熊谷先生に委員長になっていただきました。合計で二十五名だったかと思ひますけれども、二十五名の技術の本場の専門の先生方、ほとんどは大学における研究者の先生が多いわけですが、そういう方々にお集まりをいただいで、大学への委託研究のテーマを選んでいただきますとかそういうようなことをさせていただいております。私どもとしては、ただいま申し上げましたような、常日ごろ技術の研究の問題について御相談をさせていただいております先生方ともよく御相談をして、形の上では機構が中心になってやるという形になっておりますので、さらに機構ともよく相談をしてテーマを決める、あるいはそのテーマについての研究の進め方を決める、あるいは研究のスタッフとしてどういう方にお願ひをするかというようなこと等、さまざまのことを御相談して決めていきたいというふうな考えております。

○吉岡吉典君 今の御答弁を聞いておりましたも、私一つは、郵政省に新しい研究開発について

の基本的な理念といいますが、基本的ななすかりしたものがある、それに基いてこういう研究開発をやりたいというふうなものが非常に多い感じが受けて、むしろこの衆議院の答弁を見ても、今お伺いしても、衆議院では郵政省が直接技術のノウハウを持った研究者を抱えているわけではなしとかいろいろおっしゃって、それは事実そのとおりですけれども、だから有識者とかいろいろな人と話をしてみても、決めて研究のやり方とも言われると、大体自然にいろいろなところから出てきた状況に依拠してやるといふことなのか、郵政省が考える今の日本の通信・放送の技術開発の状況に照らしてここが重要だといふ方向を持っておられるのか、そういうふうなものはないかと機械に任せてくれ、白紙委任で任せろといふことなのか、そういう点かもう一つはつきりしないのでお伺いしたいんです。

あわせて、具体的な問題ですが、研究スタッフ六人というのは大休人選はほぼ、公式には法律が通らないうべきでないでしょうが、予備的な折衝等は進んで大体そういう状況なのかどうかといふことをあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(白井太君) 研究スタッフとしてお願ひする方の人選についてはまだ作業は全く行っておりません。と申しますのは、特に平成四年度の場合は、年度途中の実施を予算的にも予定をいたしておきまして、半年分の予算しか組んでおりませんので、実際にこの業務の実施にとりかかるといふのはかなり秋口になってからだということもありまして、まだ実はそこまで進んでおりません。

それから、冒頭の先生のお話でございすが、確かにこれは、いろんな政策の遂行あるいは技術の開発についての方針もきちっとした基本的な考え方を持って、そういう考え方のもとで系統立てて進めていく、あるいは大きい一つの方向性というのを頭にきちっと入れておいてやっていくといふことが必要だといふのは私もそのとおりだ

と思ひます。基本的には、先ほど申し上げましたように技術審議会にこれからの技術の開発のあり方について諮問をし、昨年の六月に答申をいただいたところでありすが、さらにその答申を受けまして、技術開発の指針をきちんとつくれといふような御指摘も審議会の中で御答申をいただいておりますので、私もとしてはこの答申を踏まえてまして今度は郵政省としての指針をきちんとつくって、そういう考え方に基いて進めていくといふことをやりたいと思つておるところでござい

ます。

○吉岡吉典君 そのいう点が非常にいいだといふ感じを私は強く持ちました。

次の問題は、ともかく貧弱であれ研究が始まるわけですね。そうすると、その研究成果といふのは、中村先生の質問とも関連がありますが、一体どこに帰属するのか、だれがどういう形で利用できるのか。これはもう天下に発表するので利用は全く自由に、だれであらうと利用できるところがあれば利用してくれといふことになるのか、その点をお伺いします。

○政府委員(白井太君) 一般的には研究成果といふのはできるだけ研究会等で発表していただくといふことをお願ひしたいらと考へておりますが、先ほどのお話にもちよつと絡みます。特に特許といふような問題に絡んでまいりましたときには、私も私としてはこの問題については国の場合とは少し異なる扱いをしたいと思つておりまして、はつきり言えば、機構と研究者との共有といふような形で特許の取り扱いをすることにしたらどうだろうかといふことを考へております。

ただ、特許といふようなところまで研究が進むのがいつごろになるのかといふのは、率直に申し上げてまだもう少し先の話だろうと思ひますけれども、そういうような段階になりましたら、今申し上げましたように、国の場合とは異なつて少し緩めた形、つまり民間の研究者の方も比較的参加していただきやすいような体制をしくことが必要ではないかといふふうに考へておるところでござ

います。

○吉岡吉典君 利用の方はどうですか。

○政府委員(白井太君) 利用については、有償無償、どういふふうにするかといふことでありますが、これはもう少し進みましてから、スタッフの方にお願ひするときにどういふ契約を結んでやるのかといふことにならうかと思ひますが、一応こういうような特許権について共有をするという仕組みになるときは廉価で、つまり安い値段で利用することができるようになるというふうなことが比較的多いようでありまして、そうした例も参考にしながら決めていきたいといふふうに考へております。

○吉岡吉典君 その場合、またこの法律ではわからない部分になるわけですが、その契約は外国とでも結んで、つまりその研究成果は国際的に必要と認める者には門戸を開いてあるのかどうなのか。それから、例えば、最近では戦争分野でもこの分野といふのは非常に重要な意味を持つてゐるわけで、この研究成果は、自衛隊とかあるいは米軍もそれを使わせてくれといふふうな場合でも門戸を開くのかどうなのか。こういう点は法律上は何ももうかがう余地もありませんので、はつきりさせていたいただきたいのですが。

○政府委員(白井太君) ただいまのお話の点については法律には確かに何も書いてございせん。したがひまして、将来は外国人の研究者の方に研究のスタッフとして参画をしていただくということもあり得るかと思ひますけれども、当面はちよつとそこまでは私どもとしては考へておりません。また、機構がある研究テーマを外国の研究機関に研究委託をするといふような仕組みも考へてはおりませんが、今直ちにたまたま吉岡先生がおっしゃいましたようなことが具体的な問題になるといふことはなかつたと思つておりますが、昨今非常に研究の問題につきましても外国との交流といふようなことも大きな課題になってきておりますので、その点については、国内のほかの機関の研究体制といふのがどうなっているかといふこと

も参考にさせていただきなから、きちつとしたことを決めていく必要があるかといふことを考へております。

○吉岡吉典君 民間においてその実施が期待されない部分を研究するといふことですから、私も直接的には日本の国内が念頭にあらうと思ひますけれども、特にこういう通信の分野、こういうのは軍事的にも非常に重要で、さつきも言ひましたけれども、答えはありませんでした。自衛隊とか米軍といふものからの要請が出てきた場合にどうするかといふ問題もあるわけで今お伺ひしたわけですが、それはどうなるんですか。

○政府委員(白井太君) 正直申し上げて実はそこまで考へておりませんでした。今お話ししたようなことがすぐ具体的な話として出てくることはまずないと思つておきまして、未来永劫そういうことが絶対あり得ないかといふことになりまして、これはそこまで断言するものかと思ひますけれども、少なくともそこまでは現在のところ予定してないかといふことは申し上げられるのではないかと思ひます。

○吉岡吉典君 軍が使いたいといふほどの研究成果はなさそうだといふことであるかもわかりませんけれども。

それはその程度にしまして、その次の問題は、私は、この新しい研究開発業務といふのを従来からありました機構に追加という形でやられることがいかにも不自然だといふ感じがしまして、全然違う性質のものを本来業務としてやるよりも、むしろ新しい独立した研究体制としてつくるのが自然じゃないかと思つていろいろお伺ひいたしました。つまり、それはそういうわけにはいかない事情があるといふことの模様で、要するに臨調行革のスクラップ・アンド・ビルド方式で、新しいものを一つつくるためには一つつぶさなきゃいかぬといふ事情で、余りなじまないと思ひますけれども、それとこの経過のように判断する以外ないんですが、それはそうとていいんですか。

○政府委員(白井太君) おおむね吉岡先生のおっしゃったとおりであると申し上げてよろしいかと思ひます。話がくどいようでございますが、この研究開発の仕事をするという組織としては、あるいは別の新たな組織をつくるということも方法としては十分あり得ることだと思ひますが、そのようなことは、ただいま先生のお話にもございまして、現下の行政事情ということからまいますと、現実的にはそういうのをつくるということも無理でございますので、結果としては、認可法人ということで唯一ありますところの現在の通信・放送衛星機構というのを活用するというのが極めて現実的だということで今回のような法律案の提案になったわけでございます。

○吉岡吉典君 そうしますと、本来業務として今ある衛星管理業務、これは民間法人化ということが提起されている。それはそのうちこつちから離れて、後からくつた方だけが中心的には残るという、そういうことにも大体将来的にはなるわけですか。

○政府委員(白井太君) 衛星の管制業務につきましても、確かに臨調の答申が出ておりまして、この答申をどのように実施に移すかということが現在宿題として残っております。ただ、臨調の答申で言っております衛星の民間法人化あるいは自立化という場合、具体的にどのような措置をすればその宿題を果たしたことになるのかということにつきましては、かなりやり方に幅があると考えております。

したがいまして、管制業務の自立化の具体的な方法については、現在やっております管制業務を現在の通信・放送衛星機構から全く完全に切り離してしまわなければならないのかどうか、あるいはそこまですらないと臨調答申の宿題を果たしたことはないのではないかと思つておりまして、これからの衛星の管制をどこがどのような形でやるかということをお考えながら、機構のあり方について考えていきたいと思つております。政府としては、そのような具体的な方法、あ

るいはどのような形で自立化させるかということについて平成七年度ごろまでをめぐりに決めていこうというふうにいたしております。

○吉岡吉典君 今の答弁でわかりましたけれども、臨調行革の枠組みで、無理に無理を重ねた体制でなくいかぬということもわかりました。こういうことを私わかつてみますと、これはもう郵政省の問題ではございせんけれども、日本政府の日本における科学技術の発展についての方針そのものがやっぱり今全面的に再検討されなくちゃならないんじゃないかと思ひます。

郵政省さんが、今の自民党政府のもとでは科学技術の発展はあり得ないということで言つてもうと、大臣も閣議で言ひやすくなるかもしれないけれども、なかなかあな方そうは言へないでしようから、私がかかつて言ひますけれども、まことに貧弱だということから私は始めましたけれども、今度は新しい研究開発を臨調行革の枠組みの中で何かとつてつけたような形でやらざるを得ない。しかしながら、やっぱり日本の国策として総合的、計画的にやらなくちゃいかぬ。今のいろいろな各省にある研究所なんか見ましても、これはやっぱりきちっとした方向のもとでやられていない。悪い言葉で言へば、各省の縄張りのな、非常にちやちや、何か格好つけのようなものもいろいろあるというところで、本当に新しい科学技術の発展を目指すなら、基礎研究から応用研究を含めまして、国としてやはりもっと総合的な計画的な研究体制というものを、はっきり確立する必要があると私は思ひます。これは、私が期待する答弁は郵政省には無理でしょうから、大臣、一言で結構です。

○国務大臣(渡辺秀央君) おっしゃる意味はよくわかります。国全体としての研究開発は郵政省だけではとても云々できません。しかし、先般も私この委員会でも申し上げたことがあると思ひますけれども、科学技術会議そのものの果たす役割というのは非常に大きくなつてきています。特に、各省庁あるいは関連する機関等で技術開発、応用技

術、基礎技術、基礎技術、その他いろんな問題を研究しているわけでありますが、そこに統一性と体系というものが技術政策という意味ではどうも乏しい感があるというところは、私自身も実は関係閣僚会議の一員として感じた次第でございます。その点も先般の閣僚関係会議で、席上というわけにはいきませんが、官房長官やあるいはまた大蔵大臣と個々に話したということもございまして、そのことはこの機会に申し添えながら、国全体としての科学技術政策、いわゆる技術政策というものをどうするかというのは、まさに技術立国であり、資源の乏しい我が国にとつては欠いてはならない今大きな政治的、あるいはまた国家的テーマであるというこの認識を申し上げさせていただきます。

○吉岡吉典君 時間が来ましたので、最後に一問簡単な質問と、一つこれは要望とをあわせて述べさせていただきます。

質問点は、「有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に関する基本的な指針を定めなければならぬ」というのが第三條にあります。CATVの方です。この放送番組充実という場合に、この中には番組内容についての指導ということも含まれるのかどうか。こうなると放送番組への介入ということにもなりかねないので、これは非常に慎重に、時間ありませんからこれは私の要請の意見にとどめさせていただきます。これは私が、大森議員から取り上げられた「論議」の問題、きょうほかの議員から言及がなければ私もここで申し上げさせてもらおうと思つておりましたけれども、もう大森議員から問題提起がありましたので同じことを繰り返すことはいたしません。

たので同じことを繰り返すことはいたしません。いすれにせよ、やはり国会図書館にも入っていない雑誌のいろいろな発言ということ自体が非常に疑惑を生むものになりますし、それから政府の幹部、郵政省の幹部、各省の幹部がいろいろな形で雑誌等に登場するというふうなのは、今度通産省は何かそういう場合のルールもつくられたという

ふう聞いておりますし、今後とも誤解を与えたりすることのないような点では大いに努力していただきたい。これは私の方から申し上げるにとどめて、具体的に放送番組の点だけ。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。

基本方針の内容を初めといたしまして、今回の法律案は放送番組の内容に関するものではございません。

○足立良平君 それでは、私の方からまず通信・放送衛星機構法の関係について質問をいたしたいと思います。

既にきょうは午前中から二法案を中心に議論をいたしているわけでございますが、ちよつと一回整理する意味で聞いておきたいと思ひます。

まず、研究開発について、基礎研究は国の機関であります通信総合研究所、これは国が費用を全く負担をする、これで郵政省として基礎研究をやっている。そして、先導的研究開発、これは新しい言葉なかもしれませんが、国が費用を負担して通信・放送機構、名称はちよつと変わりますけれども、それが実施をしていく。ないしは、通信・放送機構を通じて国が一部出資する特定研究開発基盤施設整備会社で中心に行つていくということになっております。それから、応用ないしは実用化技術の研究については、これは基盤技術研究促進センターを通じて基盤技術研究開発会社に国が一部を出資するというふうになっております。

費用の面からいいますと、その基礎研究、それから先導的な研究開発、それから応用技術の開発、これをこう三つに分けた中で、それぞれ国の費用の負担というものが研究開発のレベル、あるいはまたその対象によつて一応程度の差が生じているわけでありますが、体系的に国として、こういう基礎研究あるいはまた先導的な研究開発、あるいは応用技術の開発、こういうものについて一体どういう認識で費用を丸々見る、あるいは一部負担する、あるいは一部出資するというふうなこ

とにしているのか、まずこの基礎的なことを一度整理をしていただきたいと思います。

○政府委員(白井太君) それぞれのこの研究体制の取り組みテーマについては、大体先生がおっしゃったようなことと同じようなイメージを私も抱いております。ただ、研究テーマというのはそんなに厳密に区分けできるものではありませんので、考え方として、どちらかというと極めて基礎的な研究というものは国の研究機関が取り組む、あるいは学問体系の整理というような角度からだと大学等が行うということにもなりましよう。他方、私どもの関係で国のお金が出ていくという研究としては基盤センターを通じての研究がございしますが、出資、融資、いずれにいたしましてもこれは産投会計から出たお金でありますので、何年かたちますと必ず返すという問題が実は出てくるわけでございます。これは当然、基本的には民間の事業において実用化というのを一応前提にしての研究開発だからということで、そういう仕組みになるわけでございます。

今回の法律案でお願いしておりますのは、基礎から応用への、あるいは実用への橋渡しというようになこと、あえて言えば、通信総合研究所でもちよつとやりにくい、そうかといつて基盤センターを通じての仕組みの中に取込むというのものを今度の機構の改正によってこの機構に行ってもらふようにしようということでありまして、それは一応国のお金の負担ということについても、それなりの何となくの序列といえますか、そういうものもあるように思うわけでございます。ただ、機構で行う仕事の中で、一つは研究開発の推進業務でありまして、これはどちらかというと国の負担において研究をするという性格が非常に強いものでございます。

それから、研究開発のための施設をつくるというための出資業務がありますが、これは実はどちらかというと基盤センターに近いものでありまして、産投会計からの出資を受けて施設をつくるものでありますので、その施設を利用する方はそれなりの対価を払いまして施設を利用する。そして、その利用料金でもって産投会計からの出資についての穴を埋めるといいますか、そういうことでやっていくという仕組みになっております。

厳密に言いますと、機構の行います仕事も二つに分かれておりまして、純粹の研究開発推進業務の方は国のお金がかかりつき込まれていくというような感じになっていくわけでございます。

○足立良平君 私、先ほどの大臣の答弁にもございましてけれども、資源の全くない我が国がこれから生きていくということは何と申ししましても技術開発というのは極めて重要だ、こういう観点できょうもずっと質問をしていきたい、こう思うわけであります。

今局長の答弁の中にあつたわけであります。この先導的研究開発を通信総合研究所で行わずに、なぜ通信・放送機構を使うのかということの質問を私はさらにもう一度したいわけです。それは、特に私はこの通信委員会では議論はいたしておりませんけれども、郵政省と科学技術庁の共管になっていくんですが、研究交流促進法というのが既に別の委員会でも議論をされております。その議論の考え方としては、私が承知いたしておりますのは、科学技術に関する国の試験研究です、これは産官学あるいは外国との関係も含めてより促進をしよう、そういう考え方、一方においては研究交流促進法というものは郵政省も一枚かんで提起している、そういう状況だと私は認識をいたしております。

したがって、そういう面では、研究開発というのは本当に必要なだけけれども、今我が国にいろいろな問題点があるのかもしれない、そういう方向で一方ではいろいろな欠点を直しながら進めていくこととならば、しかも国の通信総合研究所を使わずにこちらの機構を使う、一体どういふことなんでしょうか。こういうことを私はもう一度さらに考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(白井太君) 二つの点から私どもの考え方を申し上げさせていただきます。一つは、確かに研究交流促進法の一部改正案と

いうのが今国会にも、先月だったかと思ひます、提出されておりました御審議をいただくことになっておるわけですが、この法律改正の目的も、まさに先生がおっしゃいましたように、国の研究機関等が行う研究について今までは違つて少し弾力性を持たせようというように、あるいは民間等との交流を深めようということがねらいだと思ひます。そういう意味では、今回私どもが機構法の改正案としてお願いしているのと、考え方といひますか、方向といひますのは同じような方向だと思ひます。ただ、そのようにいたしましても、研究交流促進法の一部改正が成立したといたしましても、現実はおや

はり完全にフリーになるといふような感じではないことは言うまでもないわけであります。特に、委託研究の場合の特許権の扱いなどにつきましては特例を拡充するということになっておりますが、これも国からの委託形式による国際的共同研究に限るといふような要件が付けされておりますように、多少弾力的な扱いがなされるということにはなつておりますが、極めて制限的な扱いであるといふことは、一部改正案においてもそういうことでありまして、やはりこういう国の研究機関に伴つてまいります枠組みにはまつたような仕組みを少し緩めた形での取り組みというのがどうしても必要ではないか。特に基礎から応用への橋渡しというテーマに取り組みについて

は産官学それぞれ協力が得なければならぬ、そのためには民間の研究者の方々の期間を限つても参画していただくようなことがしやすいような方途を講じる必要があるといふようなこともあれこれ考へて、実はこの機構法の改正案を提案させていただくことになつたわけであります。これが一つの理由であります。

それからもう一つの理由は、余り理屈ではないのかもしれないんですが、平たく申し上げますと帯に短したすきに長しといひますか、やはり通信総合研究所で行う場合の研究活動といふのもいろいろと制約がありまして、もちろん予算的な制約もありません。それから定員の制約もござい

ます。それからさらには、最近においては研究者を得るということが研究者不足といふような中では大変難しいという事情も出ておるようでございます。それから他方、基盤センターを通じての研究といふのもやはり帯に短したすきに長しでありまして、これはあくまでも企業化とか応用化といふのを前提にした研究でありますだけに、どうしても研究の成果をすぐ実用に供するといふような話が五年、七年と研究期間がたちますと問題になつてくるわけであります。

しかし、この機構で今回取り扱うことになるだろうと思ひます研究テーマといふのは、五年や七年ですぐ実用に供されるといふようなテーマではなくて、もう少し長い研究期間が必要だといふようなテーマでありまして、例えばよくないのかもしませんが、どうも通信総合研究所でもちよつと無理がある、あるいは基盤センターを通じての研究にも無理があるといふようなことがいろいろありまして、結果的には、電気通信技術審議会の方でも先ほど申し上げたような答申になり、またそれを受けて今回のような法律案になつたといふことで御理解をいただきたいわけでござい

ます。○足立良平君 これはあらかじめ質問通告を出していませんけれども、今答弁の中で特許の問題が出されました。先進国で例えば特許の関係について、国が費用を負担して行つたその特許について、一体その所屬がどこになるのかといふ問題をちよつと簡単に答弁をしていただけますか。

○政府委員(白井太君) 私の手元にある資料で一口に申し上げますと、日本の場合はかなり厳しいようでございます。アメリカの場合ですと、これは国内企業と外国企業とで違ふようでありまして、米国の国内の企業に研究をしてもらつたりしたような場合は研究を実施したところにこの特許

権が帰属するということのようでありまして、原則として国に帰属するという日本とはかなり違つておるように思われます。それから、アメリカにおきましても、外国の企業で研究をしてもらったというような場合はもちろん米国という国の方に帰属するということになっておりますので、これは変わりないわけでありまして、特許権についてはそのようなことであります。それから、研究実施者による特許の利用につきましては、米国の場合は国内企業の場合も外国の企業の場合も無償で研究実施者が利用できるということのようにあります。

それから、イギリスの場合は特許権の帰属は国で、研究実施者による特許の利用は無償。フランスの場合は特許権は研究実施者に帰属する。したがって、研究実施者が利用する場合は無償。それからドイツは、ただいま申し上げましたフランスと同じことと、ざっと見ますと、この辺については我が国の方が枠組みがちよつと厳しいという印象をこの資料からは受けるわけでございます。

○足立良平君 大臣、ちよつと大臣の考え方を聞いていたと思うわけですが、

先ほど答弁で、国の通信総合研究所で行わずに機構で行わなければならない、そういうふうにした方がよいという理由として、大きく言ひまして二つの理由が挙げられているわけでありまして。その一つが特許権の取り扱いの問題がある。それから予算の制約とか定員とか研究者不足の問題とか、これがいかに悪いかは別としてそういう問題がある。大きく言つてこの二つの問題だろうと思ひます。

それで、予算とか定員とか研究者不足の問題というものは、本当はもう少しフレキシブルにやつていかなければならないこれはもうまさに国としての経営のあり方の問題ですから、ちよつとこれは横に置いておくとして、特許の問題一つとつてみますと、これから本当に研究開発を進めていかなければならないという立場に立つてみると、特

に日本の場合には基礎研究というのが大変不足をしている。これは私も過日の本委員会で指摘をしたところでありましたけれども、そういう一番基本的な問題が、今特許権の問題を中心にしてなかなかそううまく進んでいかないという障害がむしろまず前段に存在しているのではなからうか、こういうふうに思ふんです。

ですから、悪く言うならば、郵政省が持つておる通信総合研究所という、国で行わずに機構を使つて行つたということは、ある意味においては、こそくな手段と言つたら悪いかもしれませんが、それとも、やりやすい方だつていってはおこうやということだらう。本来だつたら、もっと研究開発をきちんとしていくというところなら、一番研究開発の障害になつていく問題、特許の問題であるとか、あるいは定員の問題を含めてこれをどのようになにやら直していくのかということ、まずそれが取り組まなければならない課題なのではないか。そうしませんと、本当の意味の基礎研究とか、本当の意味の先導的な研究開発体制というのが将来にわたつて確立をしていくことができないのではないか、このように実は思ふんですけれども、そういう点でちよつと大臣の考え方をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺秀央君) 私、この基礎技術センターのときに与党の方で実は商工の方を担当しておりました。それで今思ひ出しておるんですが、今足立先生がおっしゃつた特許の使用権、これがやっぱ一つ一つの技術の広がりといひましようか深まりといひうか、日本の技術立国としての大きな柱になるだろうというところで、たしか基礎技術センターでの特許というのは利用しやすいように開放的なものにしたと、私も大分アバウトですが記憶しているんです。

この特許の問題というのは、これは特許庁というのがあるわけですから、とても郵政省だけでは考えられるテーマではございませんが、特許というものを、特にこういうところでやっていると、できるだけオープンにして、そして深まりと広が

りを呼び起こしていくという、電気通信総合研究所でなくて、あるいは基礎技術センターでなくて、ここで新たに考えようとしている一つの、いか悪いかは別だと先ほどからもおっしゃつて質問しておられますが、私はやっぱそういうものがあつてもおかしくないと思ふわけです。また、そうだからこの提案もしているわけですが、そういうふうな考え方ととらえ方でも今回の法案についての期待感といひましようか、ひとつぜひ御理解をいただきたいという気持ちなんです。

ちよつと余り深い答弁にならないで恐縮ですが、けれども、特許政策というものの日本としての見直しというところは、これは一つの新しいテーマです。これは私が今郵政大臣として言う課題ではありませんが、郵政省として考えるならばなかなか郵政省だけでは取り組めない。しかし、抜本的な取り組みをやつていかなきゃならない時代的な要請の時期に来ている、日本の国際化の時代でもある、いろんなことを考えてみてそんな感じがいたします。

○足立良平君 大臣も方向性は認められていたわけですが、私は本当に特許問題というのは大変難しい問題だと思ひます。ただ、そういうインセンティブをより高めていくという面においては、しかも、先ほど局長から答弁ありましたけれども、今日日本の場合には研究者不足というのは、表に出ていませんけれども、大変な問題だ。そうすると、やはりそういうものを産官学含めて結果をしていくとするなら、そういう面ではインセンティブをどういうふうに高めていくのか。民間の持つてくる研究者を集めてこようとするなら、そういう特許問題というものをやはりきちんとしておかないと国としてもいけない、そのために機構と、こつとなつてしまふでしようけれども、私はそういう面でも、そういう便宜的なことを考えずに、国としても特許の問題を本当は考えていくべきなのではないか。

その面からいいますと、単にこれは特許庁の問題だけに限らずに、国有財産法の問題もあるで

しようし、あるいはまた財政法との関係もあるでしようし、総合的にこの問題というのは考えていかざるを得ないのではないかなというふうに思ひます。やはりそういう面で大胆にメスを入れていかないと、やりやすい方向だけすすつたり抜けていつてしまつと、先ほどからも議論がありますけれども、小さく固まつてしまつていくのではないかと、こんな感じを私は私受けておりますので、これはこれからの研究の課題ということでひとつ十分認識をしていただきたい、このように私は思ふんです。

そういう観点で私も少しお聞きをしておきたいと思ふんですが、仮にこの機構を使つてこういうふうな制度をつくっていくという場合に、本当に民間の方から優秀な研究者というのは、先ほど触れましたけれども、集まつてくるんだらうか。これは私いささか門外漢で十分わかりませんが、けれども、ちよつとそんな危惧を持つて仕方ないわけですが、

實際的にこの研究というものを考えてみましたときに、これは先ほど局長の答弁では、五年くらいで結論が出るようなものだったからそんなもの応用の問題であつて余りやらない、むしろ五年か七年でなしにもう少し長期のものでやつていかなきゃならない、こういう言葉がちよつとあつたと思ふんですが、この機構で取り組んでいくこととされているのは一応五年を限度にしているわけですね。ですから、先ほどの局長の答弁というのは私いささかその点では疑問を感じたわけでありま

す。しかし考えてみると、その五年くらいに技術的に一つの間どがつかくなら、これは企業の方でどんどん研究を進めていくのではないかと、實際問題としてね。この研究開発費というものは、国の研究開発費と民間企業の日本の研究開発費というのとはべらぼうに違つていまして、費用的に見ると民間の方がもう格段にたくさん持つていられるわけですね。したがって、そういう面からすると、五年をめぐにやるといふふうなことになるつてしまつと、逆に

言ったら企業がやってしまうでしょうし、五年でめどが立たないようならば第一線の研究者というのを本当に今度は出してくるようになるんだらうか、相当長期にわたるわけですからね。そういう逆の面を私は私は危惧として持つわけでありま

す。しかも、それは費用的に見ますと、研究費というのは、これは初年度が一億三千万といまして、大体五年間をめぐりますと約十三億四千万前後くらい。先ほど議論としてみつけたい費用だなどという話がありました。まさに私もそうだと思うんです。十三億四千万くらい、しかも五年をめぐれば、それからその間で云々と、こうなりますと、実際にこのいうふうな前提条件において民間から優秀な人を集めるということとはちよいと無理じゃございませんかという感じがするんですが、郵政省として一体どういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(白井太君) 率直に申し上げて、胸をたいてお答えできるような立場ではもちろんございませぬ。ございませぬが、私もいろいろな仕事の間でこのいう専門の方々と審議会とか研究会等でおつき合いをさせていただいておりますので、そういう方のお顔もおかりしながら何とか目的を果たすように努力はしたいというふう

に思っております。ただ、あえて申し上げますと、期間がある程度限られるということ、その間の短い期間だからぜひ研究者として貸していただきたいというような話ができないわけでもないし、全くメリットがないということでもないように思うわけでございます。特にこれは、こういう法律案を出させていただく前段にいろいろな企業の方とか大学の先生の方なんかのお話も伺ったりもしまして、そういう方々のお話の受け売りにもなるわけでありまして、けれども、やはりかなりの研究期間が長期にわたるといふものについては、率直に申し上げますと億単位のお金をそう簡単に研究のために出すというのとは企業としても難しいというふうなお話も一方においてはあつたわけでありまして。

あえて言えば五年くらいを一つの期間として考えて、そのくらの間に実用化についての一応の見通しのようものを立てることができればというふうな思っておりますが、その後どうなるかといひますと、それですぐ実用化できるということではなくて、そこまでの見通しがあるなら、それでは自分の会社としても研究開発に本格的に取り組んでみようかというふうな気持ちになつていただくと、それができれば機軸の役割としては果たしたということが申し上げられるんじゃないかというふうに思っております。

○足立良平君 余り言葉ばかりつかまえるつもりはございませぬけれども、今のお話の中で、これは後で整理してもらつたらいいと思ひますけれども、企業家の経営者を十分知つていますからお願いして研究者を派遣してもらつたということになりますと、こうなると一体どうなのかという感じがするんです。ですから、本来的に言つて、やはりこういう研究がありまして、そういう研究をやる場合に企業から研究者を派遣することが企業としてもある面においてはメリットが出てくる、そういうインセンティブが働いてくるということ、で自動的にこういうものがつくられていくシステムにしないと、あんた知つてゐるからひとつ頼みますよという格好でやるとこれはいさかという感じがちよつといたします。その点、余り深い意味じゃないだらうと思ひますけれども、私も軽く受けとめたいと思ひます。

そこで、ちよつと質問を変えたいと思ひますが、この特定研究開発基盤施設整備会社、これは通信・放送機構を通じて実施をいたします、それから基盤技術研究開発会社については基盤技術研究促進センターを通じて出資をいたします、こういうことになつてゐるわけですか。これは、私ずつと見ますと、いずれも民間が行う研究開発が促進されるように環境整備を図る目的で一定の会社に国として出資をするということになるわけでありまして、そういう面からすると共通の形態を持つてゐるのではないかとこのうに

ちよつと私は思つたわけですね。したがつて、そういう面からいたしますと、研究開発施設整備会社への出資をなぜ既存の基盤センターで実施することとできないんだらうか、このようにちよつと疑問を生むんですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(白井太君) お答えの前に、先ほど足立先生からちよつと御注意をいただきましたので、その点については十分考へていきたいと思ひます。ただいまの基盤センターを通じての研究開発と今度の研究開発の出資業務といひますが、あるいは基盤施設をつくる仕事との関係であります。理屈になるのかもしれませんが、基盤センターを通じての研究開発というのは、いわゆるR&DのD会社というのがございましてその会社が会社のための研究開発を行うというふうな形になつております。

それから、今回の法律案でお願いしております特定研究開発基盤施設は、これは実は研究に従事しておられる方が共同で利用するような研究施設、少し例えは悪いかもしれませんが、実験室のようなものをつくつて、みんなで共同で利用していただくというものでありまして、理屈の上では両者は一応分かれておるといふふうに私どもとしては理解をいたしております。

○足立良平君 それでは、もうちよつと質問を先に進めたいと思ひます。

これも先ほど少し出た問題でありますけれども、機構の中の民間法人化の問題、特に管制業務の關係についてさらに郵政省の考え方を伺ひたいと思ひます。平成三年十二月二十八日に閣議決定されております平成四年度の行革大綱の中で、この管制業務についての方向性が既に定まつております。先ほどの局長の答弁からいひますと、この経営の自立化、いわゆる民間法人化の実現のために具体方策云々という項目について、やり方については幅があるというふうに御答弁がございました。やり方については幅がある

というのとは一体どういふことをおっしゃつてゐるのか、もう少しその考え方を明らかにしていただくのと、それから二つ目に、これは平成七年度を目途ということになつてゐるわけですが、現在直ちに民間法人化ができないというその理由は一体どういふところにあるのか、この点二つちよつとお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(白井太君) 余り本当は大きな声で申し上げる筋合いのものではないのかもしれませんが、五十八年に臨調の答申が出まして、民間法人化をすべきだといふふうな言われた特殊法人とか認可法人といふのは二十くらいあつたと記憶をいたしております。そのうちのほとんどは一応民間法人化といふ宿題を果たしてございまして、多分残つておるのはこの機構を含めて二つだけであつたに記憶をしてゐるわけでございます。

ところで、既に民間法人化をしたところをどういふ形で民間法人化したのかといふことを見てみますと、一つの共通のメルクマールといふのが出てまいりまして、これを私もなりに理解をいたしますと、まず国からの出資がないとか、あるいは国から補助金をもらつてこの業務をするといふようなことになつてゐないとか、あるいは役員任命について国の認可等が必要だといふような形になつてゐないとか、幾つかのメルクマールが浮かび上がつてゐるわけでありまして。要は、私どもの理解では、管制業務についてただいま申し上げましたようなメルクマールをどのようにしてクリアするか、あるいはそれをクリアすることができれば一応民間法人化といふことについての宿題は果たしたと申し上げることができるとは思ひません。と思ひます。その基準を満たす中でどこまでやるのが機構のためにはよいのか、あるいは衛星の管制業務のためにいいのかといふのはいろいろ幅があるもので、その中でいろいろ考へていきたいといふこととございまして。

ただいま申し上げた中で、認可について国の認可が必要だといふことを申し上げました。これはちよつと間違ひでありまして、国が任命するとい

うようなことであるとまずいというようなことのようであり、訂正をさせていただきます。

ところで、平成七年度にしたというのはどういう理由かというお尋ねがございました。現在、先ほど来お話が出ておりますように、通信・放送衛星機構は通信衛星、放送衛星のそれぞれを現に毎日行っているわけであり、この管制業務をどのようにするかというところは、結局その衛星を利用する方々がどのような管制をするのかがいいか、あるいはどこに管制をしようとするのかがいいかということによって実質は変わってくるわけであり、通信衛星と放送衛星ではちよつと時期がずれておりますが、少なくとも私もとしては放送衛星につきまして、次の放送衛星についてのユーザがある程度きつと固まると思います。

か、決まったときにそうしたユーザの方々の御意向も踏まえて、どのような管制のやり方がいいのかということを決めるのが最も現実的ではないかというふうに考えまして、政府の方針として決めるについては少なくとも平成七年度まではちよつと待ってほしいというようなことから、昨年末の政府決定になったものでございます。

○足立良平君 もう時間がございませぬので、CATVの関係でちよつと御質問をさせていただきます。CATVの関わりで、これはちよつと省略をさせていただきます。小野沢局長、まことに申しわけございません。

それでは、最後に一点だけお聞きして私の質問を終わらせていただきます。今、CATVの関わりで、この発達、普及の促進を図っている、こういう考え方で今法案提起をされている、これはそのまま私は受けとめたいと思います。ただ、ここでの状況をずつと考えておきますと、CATVが普及した地域におきましては、今度は逆にCATV網を利用して通信事業というのが可能になってくるのではないだろうかというふうには思っています。それから、昨年の電気通信基盤充実法ですが、これの

いわゆる広帯域のISDN、いわゆる通信網の構築を進めていくこととして、この構築をさらに進めてまいりますと、今度は逆に通信事業者がCATVの事業に参入することが可能になってくるというふうになってくるのではないか。これはことごとく来年とかいうことではないに、既にNTTは一九九五年、今から三年後にはそういう方向に持っていくというふうに今努力をいたしているわけですね。

そういたしますと、この技術面から考えてみますと、今までは通信と放送というものは全然別のルートで歩んできたものが、これが二、三年とか何年か後になってまいりますと、通信と放送という全然別のものが一体化してくる、双方が交流をする状況になってくるというように、今の技術からするとようになってくるんじゃないだろうか。事実、これは昨年の十月のある新聞の報道でありますけれども、アメリカの連邦通信委員会が電話会社のCATV参入を解禁する方針を出したということが報じられております。アメリカがもう既にそういう方向に動いてまいりますと、我が国も遠からず、といえども数年後になってくるかもしれないけれども、そういう事態が生じてくるというところを十分想定していく必要があるだろう。

既に議論として、郵政省として長期的ビジョンを持つていこうという議論もございましたけれども、そういうふうな技術革新によって、従来異なっていたものが一体化していく傾向にある中で、郵政省として一体そういう問題を今後どういう考え方でどのように律していくとするのか、その政策判断を示しておくことが必要なのではないか、このように実は私は危惧をするわけでございます。

したがって、そういう面では基本的に、放送と通信事業の相互参入の可否について、考え方があればひとつお聞かせ願って、私の質問を終わらせていただきます。こう思います。

○政府委員(小野沢知君) お答え申し上げます。

す。

郵政省の電気通信行政全体にかかわる重要な問題である認識しております。そういう意味で、これから電気通信関係各部署がよく連携をとりながら対応策に万全を期したいというふうに考えております。

私の放送行政局長という立場から申しますと、CATVの今後にとつて重大な影響を及ぼすわけでございますが、B-ISDNの構想自体細にはまだ検討するに至っておりませんけれども、この将来のあり方につきまして、B-ISDNの機能とかコストとか、ケーブルテレビ事業者間の公正な条件の確保等の諸条件を勘案しながら、これから幅広く各界の皆さんの御意見を聞きながら考究を深めてまいりたいと、現在そのように考えています。

○西川潔君 西川でございます。どうぞよろしくお願いたします。通信委員会で質問をさせていただきますのは初めてでございますので、よろしくお願いたします。

まず、本題に入ります前に、三年ほど前になるんですけども、郵政省にも御協力をいただきました。死はだれにでも訪れてまいります。老後を本心に安心して生活できるようにするにはどうすればいいの。いつも現場の方へ参りましてお年寄りの皆さん方に、またお母さん方にお伺いしてまいるわけですが、とにかく警察を呼ばうと思えば一〇番をすればいい。一九を回すと消防車が来てくれたり、また救急自動車も来てくれます。

そういう意味で、お年寄りがふえる、高齢化社会が来る来るといながら、いわゆる全国の福祉の電話番号がばらばらであるということで、いろいろ奥さん方からお話を伺いたしまして、郵政省としまして厚生省にお願いをいたしましたところ、随分時間はかかったわけですが、工課長さんとかいろいろな方に御迷惑をおかけしたんですけれども、プッシュホンを押しまして八〇八〇、老後ハレハレという電話番号をつくって

ただいて、随分全国の皆さん方に喜んでいただいております。そういうことで、前もってきようは先に一言お礼を申し上げたいと思ひましてこの八〇八〇のお話をさせていただきます。

年をとりますと、医療、年金、住環境、いろいろ心配なことがたくさんあります。シルバー一〇番ですけれども、大阪の方で伺いをいたしますと、できてから以後余りたくさん利用されてないというところもあってお伺いをいたしましたので、厚生省の方にも周知の徹底をお願いしたわけですが、例えば、きょうも電話帳を持ってまいりましたが、めくってみますと、緊急のときには一〇番、そして一九番、海難事故は、ガス漏れは、電気の故障は、電話の故障はと大きくこうして書かれているわけですが、一〇番、一八〇八〇というものは随分後ろの方に小さく書かれているんです。今後の高齢化社会に向かって、素朴な疑問で申しわけないんですけども、前の方にわかりやすく、お年寄りの皆さん方にもすぐかけられるように前の方へ回していただけないかというところをまずお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○政府委員(白井太君) ただいまのお話につきましては、ちよつときようは担当の者が来ておりませんが、そういうお話が出たことをきょう直ちに帰ってからも話を伝えておきたいというふうに思います。

○西川潔君 どうぞよろしくお願いたします。私は何でもお願いをしに役所へ参る陳情議員でございます。何でもお願いにしに行く方ばかりで申しわけないんですけども、一つでも皆さん方に喜んでいただけるようなことをここで頑張らなければいけないと思ひますので、どうぞよろしくお願いたします。

次は、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案についてお伺いをいたします。三十年近く私も演者としてテレビの番組制作に

携わってきたわけですが、高齢者対策の一環としてCATVの有効活用をどのようにして行っていくのかという観点からお伺いしたいと思っております。

私は今子供たちと文京区というところに住んでおります。文京ケーブルテレビの契約を行いまして一年ぐらいいなるんですけれども、工事の方にお越しいただいて、そしてスイッチを入れますとまたまた私の顔が映ったわけです。自分の顔見るとお金をお金払ったわけでは無いんですけど、大阪のことが東京におりまして、ほかの地域のこと、大阪のことが東京におりまして、こうして見せていただく。この放送は近畿圏だけではないに、近畿のことが東京に、また北海道のことが東京に、また地元の文京のことを大々しく我々に情報を提供していただけるわけですね。

一つ僕が大変うれしかったのは、地方議会の本会議場を使用したしまして、こちらに子供が座りまして、地域のお役人の皆さん方がそちらに座って、子供たちがいろいろ質問をするわけです。質問をいたしますと、子供たちがボール遊びのできる広い公園が欲しいとかいうような質問をいたしますと、担当のお役人さんが、子供たちのことを考えて前向きに考えます、楽しい公園ができるように頑張りますというような番組を見せていたんだと思いますけれども、ああ、これはいい番組だなと思いました。

これはほんの一例ですけれども、CATVの視聴者としたしまして感じたのは、今も言いたいが、大阪の番組を東京で見ることができ、つまり一般の放送では得る機会が少ない他地域の情報を得ることができるわけです。また、今の子供議会のように、地域に密着したテーマによる番組づくりができるという点が大きな特徴ではないかな、こう思うわけです。

郵政省では、視聴者にとつての有線テレビの担う役割を、今まででもお話をされてこられたわけですが、今後どのようにお考えになつておられるのかなというところをお伺いしたいと思いま

す。

○政府委員(小野沢知之君) 今、先生の体験からくる具体的な事例をもってケーブルテレビの特徴を御指摘いただいたわけですが、ケーブルテレビの最大の特徴は多チャンネル性ということとして、それが今御指摘のような地域密着性のある番組へとつながっていくということで、非常にうれしく思っているわけです。

実は、昨日、台東区でもケーブルテレビの開局式がございました。そこへ出席してごあいさつ申し上げたんですが、地元の方々の熱気も感じまして、ケーブルテレビがいよいよ定着してきたなというところを実感して、非常にうれしく思つたわけでございます。

今先生の御指摘になりました大阪の画面のことですが、これも通信衛星を利用して番組を供給するというところで、ケーブルテレビというのは親和性といえますか連結性といえますか、他のメディアと連結しやすいという性質を持っておりますから、そういったことが生きているのかなという感じがいたします。子供さんの議会、模擬議会もそういったことだと思います。

そういう意味で、先生御指摘になりましたケーブルテレビのすぐれた特徴をどう生かしていくかということ、やはりケーブルテレビ自体が全国的に健全に発達普及することだというふうに考えておりますので、そういったお手伝いをしたい。そのことがケーブルテレビの特性を生かす、国民の皆さん方のお役に立つことになるんだらうと思つて。そういう意味で今回の法案も御提案申し上げておるわけですが、なお一層努力したいというふうに考えております。

○西川潔君 まだまだ我が国の視聴者の多くはNHKのテレビ以外にはみんな無料という感覚が強く、私たちもまだあるわけですが、CATVを受信しようと思えば、加入時に契約料として五万円程度要りますね。さらに工事費が一万円から三万円程度かかります。合計六万円から八万円

の費用の負担になるわけです。そして月額三千円程度の受信料を支払うことになるわけです。NHK以外は無料という今までの考えから余りにも大きな変化を国民に求めているというふうに思ふんですけれども、放送にお金を払うには、その意識がどの程度国民に受け入れられるかが普及の大きなかぎを握っていると思ふんですけれども、この点につきまして行政側としてはどのように考え、対応されるのかということをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) ケーブルテレビの視聴につきまして料金を支払うという考え方、それからシステムは、実は難視聴対策ということで始まつておりまして、最近の大きな変化というより、次第次第に定着してきた、そういうことだといふふうに考えております。それに多メディア・多チャンネル化といふこと、いろいろなニューメディアが出てまいりますから、その中で多種多様、高度化するニーズにこたえるという形で専門放送等が出てくる。そこで有料放送という考え方、システムを導入する、そういう今大きな節目、転換期に来ていると思ひます。

そういう意味では、欧米のケーブルテレビにおきましてサービスは有料がかなり普通というようになつておりました。アメリカでもそうです。それから先ほど申し上げましたように、日本の国内におきましてこれから多メディア・多チャンネル化に突入しまして、いいものにはお金を払つてもいい、いよいよ国民の皆様方が質、量ともに選択する、そういう時期に世界の趨勢として入っていくものだというふうに考えております。

そういう意味で、料金についての視聴者、利用者の感覚というものが微妙に質的に変化しているんじゃないかということ、最近肌で感じますのは、そういう意味で放送ソフトに対する関心が非常に強まつてきておまして、そういう意味で今新しい時期に入つてきているのかなという感じがいたしますが、この辺の情勢を見きわめながら

対策に遺漏なきを期したいというふうに考えています。

○西川潔君 有線テレビジョン放送番組充実事業では、番組制作、番組の配信等において共同で利用できる施設を整備していくということですが、視聴者からお金をいただいて契約を結ぶためには、今見ているテレビ番組より内容のすぐれた番組づくりが必要だと思ひます。

しかし、CATV関係者のお話をお伺いいたしますと、CATV事業者の台所は火の車のところも多いんだというお話を我々お伺いするわけです。その原因といたしまして、視聴者が伸びない、道路の占用許可や電柱の添架承諾などの施設整備への過度の負担があると、こうお伺いしております。

また、CATVに番組を供給する番組供給事業者にとつては、CATVの視聴者が伸びないために番組の配信料が多く望めない。聞くとところによりまして一世帯当たり五十円から百円程度の配信料ということですが、そうなりますと、結果いたしまして番組供給事業者は十分な収入を得ることができないわけです。CSの利用料など三億円の支払うのが目いっぱい。番組制作費の大幅な不足となる。番組がお粗末なものになつた上、大きな赤字をしょい込んでしまふ。そしてまたその結果、番組がよくならないからCATVの魅力が家庭に伝わらない、そして普及がおくれる、このような悪循環が生まれてくるということですね。

こうした悪循環を好循環に転換させることが今回の法律案の趣旨であると思ふんですけれども、現在のこの悪循環についてどうにお考えであるのか、また、好循環に転換させるためにはCATV事業には何が求められているのか、そのために国がどのようなバックアップを考えているのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) まず、ケーブルテレビ事業の特殊性について申し上げますと、初期投資が非常に膨大でございますし、また加入者の確保にかなり時間、期間を要します。そういったこ

とから、事業を開始してから五、六年の間というのは経営の安定に向けての非常に苦しい過渡期であるということ、その間の経営が一般的に非常に厳しいわけでございます。そういう意味で、事業者の許可申請書を見てみても、その作成する事業計画は、大体事業開始から五、六年はそういったことに時間をかけて、単年度黒字に転換するのは数年後という、事業者みずからそういう厳しい判断決定のもとに事業を開始しているわけでございます。

都市ケーブルテレビ、そういったものの開局が相次いでございましたのは近年でございます。そういう意味では、今申しましたような期間に相当いたしますので、御指摘のとおり今が大変に難しい時期ですが、そういったことを十分認識しまして、今回の法案とか、あるいは金融、財政の措置とか、そういった措置を講じてきているわけでございます。米年度予算要求を念頭においていろいろな知恵を絞りたい、それで関係各位の期待にこたえたい、このように決意しております。

○西川潔君 頑張っていたかと思えます。次に、番組制作を行う人材の養成・確保についてお伺いしたいと思います。我が国におきまして最近の人手不足の問題は大変でございます。老人ホームなども大変でございます。これは大きな社会問題の一つでございます。放送会社でもこういう問題が大変深刻だということをお伺いいたします。

現場へ参りますと、番組づくりには企画からスタートして、美術とか照明、音声、大道具、そしてフロアディレクターさん、カメラマンの方、そして演者とたくさんの方々がいらっしゃるわけですね。専門技術スタッフによりまして一本の番組が制作されるわけですが、大手制作会社でさえなかなか人材を確保することが難しいようでございます。専門家の皆さん方は、フロアディレクターとかそういう方々、三Kの一つであるから照明さんなかなか集まらないということですから、まして規模の小さなCATVの事業者にと

りましてはなおさらではないかと、ばくたちはこういう仕事をしております。今お伺いします。

今回の法律案では、こうした人材の養成・確保につきましても明確な位置づけがございせんが、郵政省にこの点についてひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(小野沢知之君) ケーブルテレビ事業者の大勢の方々の本當の心配は先生の御指摘になった人材の確保という点でございます。今回あえてこの法案を初めて試みとして御審議いただいているのはそこに趣旨がございします。そういうことで放送ソフトの充実、制作一般を推し進めると同時に、今ケーブルテレビについて特化した法案を出しているわけでございます。

今お尋ねがありました法律上どういうふうな位置づけに申上げますと、この法案の第三条の第二項でもって「基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。」として掲げられていますが、その五号に「有線テレビジョン放送番組充実事業の実施方法に関する事項」というのがございします。そこで、この「実施方法」の中に人材確保の方策というのをきっちりと私どもは定めます。そうしますと、この法案を実施する場合に、人材確保ということがキーポイントになってくるだろう、そういう行政をしたいというふうなことを考えております。

○西川潔君 では、次に移ります。

CATVの放送以外の利用についてお伺いしたいんですが、特に福祉支援のための取り組みについてですが、CATVに使用する施設は双方向機能を有しているということで、この機能を利用すれば放送以外のさまざまなサービスも可能と思うんですが、CATVの双方向のサービスの現状についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。双方向機能を利用したサービスの形態といたし

ましては、視聴者参加番組などの有線テレビジョン放送サービスの充実を目的としたもののほか、通信を目的としたサービスとして、今御指摘のありました福祉に関するものとして、在宅医療支援サービスとかセキュリティーサービスなどさまざまなサービスがございします。現在行われている双方向機能を利用した放送以外のサービスというしましては、在宅医療支援、水道検針、遠隔監視制御、データ伝送、高速ファクス等のサービス、これは諏訪市のレイクシティ・ケーブルビジョン、昨年視察してまいりましたが、そこでやってまいりました。それから有線放送電話サービス、飯田市の飯田ケーブルテレビで行っておりますが、そういったものがございします。また、現在実験中のサービスとしても幾つかございします。

○西川潔君 そこで、今長野県の諏訪のお話が出てまいりましたんですが、広域市町村では、病院と養老老人ホームをこのCATVで結びまして、医師がリモコンで患者と面接をして、そして心電図などのデータをセンサーなどによりまして監視しながら診断と相談に当たっているということも伺いいたしました。このCATVによりまして在宅治療、そしてまた支援システム、これはこれらの高齢化社会にとりましては本當にすばらしいことだと思っております。もう少し詳しくこの部分を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(白井太君) ただいまお話のありました諏訪におきましてCATVを利用した新しい医療システムの実験についてであります。これは病院や診療所三つと養老老人ホーム、それから精神薄弱者の方の救護施設を結びまして、ただいま先生お話しありましたようにテレビの双方向機能というのを利用して、お医者さんがリモートコントロールでカメラの操作をいたしまして、テレビを通じてでありますけれども、お医者さんと患者さんが直接面と向かっていろいろ健康相談をするというふうなことをやったり、場合によると、体にリモートセンサーというのをくっつけて、例え

ば心電図なんかのデータを直接お医者さんのところに送って健康状態を診ていただくとかというふうなことをやったりというものであります。

これは厚生省の委託研究というふうな形で六十七年度から平成二年度までやったというふうなことでございします。やはり直接に顔が見られるというふうなことでなかなか評判はよかったようでありまして。現在も映像を通じてのお医者さんと患者さん、あるいはお年寄りとの面談による健康相談のようなのは時々はやっておられるというふうなことでございまして、うまく利用されたいと大変よいシステムではないかというふうなことがこの実験でわかったというふうなことでございします。

○西川潔君 これはもう本當にすばらしいことだと思います。月に一度の検診だけでは不安が残る患者さんも、顔見知りの先生にカメラを通じて往診をしていただけたというのは心強いと思うんですが、けれども、こうした機能を利用した在宅診療サービスやセキュリティーサービスなどが利用できれば、ひとり暮らしのお年寄りの皆さん方も本當に大きな安心と思えます。

次に、テレビピア計画の健康・福祉・医療型を今後どうされるのか、このテレビピア、ちよっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(白井太君) テレビピアにつきましては、昭和六十三年三月に最初の指定をさせていただきました。今日まで既にもう百二の施設をテレビピア地域として認定をさせていただきました。特に施設の設置に要する経費について、例えば無利子の融資が得られるような道を開くとか、そのようなことをさせていただいておられますが、そのテレビピア計画の中の一つといたしまして、私どもの便宜な分類でありますけれども、健康とか福祉とか医療とか、そういうようなものに関するシステムという型を私どもとしてはいわばお勧め品のような形で皆さん方にお勧めをしておるわけですね。このようなシステムというのは、全国でもかなり実際に運用されておるシステムもあるわけ

あります。

ただ、率直に申し上げまして、本当に私どもが期待しているような形でうまく運用されているかという点、まだちょっと残念ながらそこまではいっていないというふうに申し上げざるを得ないかと思うわけですが、ただ、健康とか福祉というのはこれからの社会ではもうどなたも一番関心を持たれるテーマでもありますし、特に、社会の人口というのが高齢化してまいりますと社会的な課題にもなってくるわけでありまして、したがって、このようなシステムができるだけ有効に生かされるということが必要でありまして、私どももいたしましては、そういうシステムを有効に使っているような事例などをむしろ積極的に掘り起こしまして、皆さんにPRをするというようなことをしたらどうかというのを内部で相談をしているところでございます。

○西川潔君 高度なサービスが可能になるわけですから本当に喜ばしいことですけれども、僕もきょう初めての質問で、一夜漬けの勉強で申しわけないですけれども、これはただ郵政省だけの問題ではなく、国の社会資本整備の一環として取り組んでいただきたい、そういう課題であると思っております。郵政大臣に今後の決意をお伺いしたいと思っております。ぜひ広めていただきたいと思っております。

○国務大臣(渡辺秀央君) ケーブルテレビは福祉政策にとっても今お話がございましたように非常に効果的である、国民生活に安心、愛情、思いやりを与えるものだというふうに、そういう政策を遂行するには非常に有用、有効なメディアだと言えらると思っております。このため、国としてもケーブルテレビの円滑な普及を図る各種の支援措置を講じてきたところでありますが、今、西川委員のおっしゃいますように、今後とも今回の有線テレビジョン放送番組充実事業を含めた総合的な施策の充実、展開によって、国民生活の向上に資する生活基盤たるメディアとして育成をしてまいりたい、こう思っております。

○西川潔君 それでは、次は放送衛星機構法の一部を改正する法律案についてお伺いをしたいと思います。

科学技術政策に関する政府の最高審議機関の科学技術会議におきまして、本年一月に「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基盤政策について」に対する答申が提出されたわけですが、この答申は、今後十年間の科学技術政策の基盤として、「地球と調和した人類の共存」、「知的ストックの拡大」及び「安心して暮らせる潤いのある社会の構築」の三点を新たな目標に挙げております。

この三番目の「安心して暮らせる潤いのある社会の構築」について、「生活者の立場を重視」とか「高齢化への対応」、「身体障害者等への支援」などと述べられております。お年寄りや社会福祉に取り組んできました立場から、ぜひ積極的にその方向で展開していただきたい、こう思うのであります。郵政省といたしましての科学技術への取り組み、また、電気通信分野の福祉面におきます研究開発について郵政大臣の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀央君) 今日における我が国の繁栄は科学技術の進歩というところに非常に大きなウェイトがあると思っております。先ほど来この科学技術の予算、あるいはまた国としての技術政策というふうな議論を展開してきたのもまさにそこにあると思っております。そういう意味では、情報通信技術の面から将来を展望しますと、二十一世紀にはいわゆる高度情報社会というのが到来するわけであり、情報通信が今まで以上に広く人々の日常生活や、あるいはまた社会生活の中に根ざしたのものになっていく、そして、豊かでゆとりのある生活の実現、あるいはまた快適で安心できる社会の実現などに大きな役割を果たすことが期待されていると思っております。

郵政省といたしましては、研究リスクや収益性の点で民間のみで対応しにくい分野の研究開発

これも先ほど来議論いたしているところですが、そういう支援などを積極的にやっていくことを基本的な考えとしていたしているわけでございます。

また、委員がいつも御指摘なさいます、今先はとも御指摘なさいました福祉の問題につきましましては、我々すべての幸福にかかわる問題でありますから、これまでも障害者や高齢者向けの電話機、あるいはまた障害者向けのテレビジョン音声多重放送、文字多重放送などが実用化されてきております。今後とも情報通信の高度化が福祉面に一層大きく役立つように努力をいたしてまいりたいと思っております。

○西川潔君 どうぞよろしくお願いいたします。高度知的情報通信サービスが実現するというところですけれども、お年寄りでも、体に障害を持つた方々でも、だれにでも安心して使える、そして心の通い合うというのは、本当にすばらしく聞こえてまいりますけれども、具体的にどうするかということ。具体的にこういう面から暮らしやすくなるんだという点があればお伺いしたいと思っております。

○政府委員(白井太君) 私どもの受け持ち分野であります電気通信の分野に限って申し上げます。技術の進歩というものは大変著しいものがございます。まして、いろいろな通信の機能というのは大変著しい勢いで高度化してきております。

ただ、皮肉なことに、そうした機能が高度化すると逆に機器の使い方のほうが複雑になってくるというふうなことがえてきて多いわけでありまして、これからの私どもの研究開発というのは、一方においてはますます機能を高度化するという

ことに取り組んでいく必要があると思っておりますが、他方においては、そういうふうな高度化した機能を極めて簡単に操作することができるといふようなことにも研究開発の方向を向ける必要があるというふうなことを考えておるところであります。特に、お年寄りの方でありますとか、あるいは体の御不自由な方々が非常に簡単に高度化した機能を使いこなすことができるような仕組みというものが

についても、むしろ積極的に研究開発のテーマとして取り組んでいく必要があるのではないかというふうな考えておるところでございます。

○西川潔君 高齢者の皆さん、障害者の方々の日常生活を支援するための情報通信利用技術といたしまして、目の御不自由な方を誘導するための電波を利用した白杖、どなたでも利用できる音声や手話で操作できる簡単な端末技術の開発というふうな、いろいろお伺いしておるんですけれども、このあたりのことを詳しくお伺いしたいと思います。

○政府委員(白井太君) ただいまお示しになりましたような問題については、極めて難しいものと、あるいはその気になれば比較的实现するものがそんなに遠い将来の問題ではないのではないかと、いろいろなものまでいろいろあるかと思っております。特に最近では体の御不自由な方が車いすを利用するとか、あるいは白杖を持ちまして外に出られるという機会が大変多くなつてまいりました。そういう方々が安全に道路を通行できるようにするということは、そのような方々にとっては大変大事なことでありまして、そういうふうなことをいかにしても電気通信を上手に使うことができないかということを考えておるわけでありまして、具体的に近畿の管内で電気通信監理局がそういう問題について研究をしてみようということを考えておるようでございますが、これは具体的にいいますと当初考えておったよりもおくれまして、今年度取りかかろうということを考えておるようでございます。

システムというのはそんなに理論的に難しいシステムではないと思っております。簡単なものは、道路の中に極めて弱い電波を発するようなケーブル、漏えいケーブルといまして電波が漏れるようなケーブルを埋め込んでおきますと、そこから発する電波を車いすにつけてある受信機でありますとか、あるいは白杖につけてある受信機がその弱い電波をキャッチいたしまして、例えば歩行者用の通路から外れますと電波の音がちよつと違った音

になつてくるとかということで、きちつと指定された通路を安全に渡ることができるような仕組みをつくるということとは、もちろんお金はかかると思ひますけれども、それほど技術的に難しいシステムではないのかなというふうにも感ずるわけでありまふ。そういうようなものについても実際に可能かどうか、あるいは実用化については可能性はどうだろうかということいろいろ研究したいということをおつておられますので、私も関心を思つております。

それから、今の段階ではとても夢のような話でありまふけれども、手話を今度は音声に変えるとかというようなことも、これもあるいはその夢というようなことでもないのではないかと、その氣になつて研究をしていけば決して不可能だということはないはずだということも考へております。これはテレビとか雑誌などで拝見したものでありますけれども、ホーキングという有名な学者の方、これは筋萎縮症かなんかにかかつておられるのでありますけれども、ああいう方が立派な発表を特定の機械を通じて音声を出して発表されてゐるというふうなことも私もテレビや雑誌で拝見をしたりしております。こうしたことも技術の開発が進んでいけば決して不可能ではないと思つております。そういうような方面にも私どもの分野での技術開発というのがお役に立つようなことができるようにしていく必要があるかというふう

に思つております。

○西川潔君 夢のような話でございましてとおつしやつておられますが、本当に我々もそうですが、子供のころからモノレールがまさかこういうふうな実際に走ることにも夢でございまして。健康者も障害者も本当にみんなが社会生活を楽しく、ノーマライゼーションという意味におきまして、一日も早い御研究をよろしくお願ひしたいと思ひます。今お話を伺ひたいと思ひまして、そんな社会になれば本当にすばらしいなと思ひます。次は、具体的なテーマ例といひまして今回の

法案の中でも郵政省が考へておられます高度三次元画像通信でございまして、実は私は大阪の箕面というところに住んでおりますが、近くに国立循環器病センターというところがございます。全国どこでもこれらのナショナルセンターと同じような医療が受けられる、これも伺ひたいと思ひます。いたしましたが、我々が身近にそういうことが受けられるような時代がいつごろ参るんでしょうか。

○政府委員(白井太君) いづろ来るのかということは大変難しい問題で、ちよつとお答えをいたしかねるわけでありまふけれども、今回私どもの法律改正によつて研究に取りかかせていただくというテーマも、実はそんなに簡単に実用の段階が来るといふことはなかなか期待しにくい難しいテーマでございまして。しかし、このようなものがいよいよ実用に供されるということになりますと、たゞいまお話しした医療に應用したときにどういふことが可能になるかということになります。ただ平面的にある患者さんのある部位をテレビの画面を通じて見るということだけではなく、それを少し角度を変えて見るとか、あるいは反対側から見るとかいうようなことも三次元通信が可能になりますとできることになるわけでありまして、遠隔地にある専門のお医者さんがそうした患者の病状をそのようシステムを通じて正確な診察をするというふうなことが理屈の上では可能になるということでございます。

三次元通信ではございせんが、現在でもテレビなどを利用して例えば植物の生育状態などというのを、かなり遠隔地にある植物の育ちぐあいを見まして、これは少しいつ養分が足りないのではないかとか、あるいは少しいつ水を足した方がいいのではないかというふうなことをした方が、三次元通信が可能になりますと、たゞいま申し上げましたような、特に医療の面ではいろいろ有効な活用ができるはずだというふうに期待をいたしております。

○西川潔君 ぜひ楽しみにいたします。私は社労者としてまた労働委員会とかいろいろなところで福祉のお話をさせていただいておられますが、きょう初めてこの委員会に参加をさせていただきます。大変夢や希望の持てる委員会だなどいふうに感じました。きょうは今のような福祉の立場からいろいろ質問をさせていただきまして、けれども、希望を捨てずに夢を持ってひとつやっ

ていただきたいと思います。楽しみにしております。四十分まででございますので、もうあと三分ぐらいしか時間がございせんので、最後に一つだけ。

いろいろ今回勉強させていただきました。僕は大阪でございまして、いろいろ読ませていただきましたと、委託放送事業の第一次認定六社もまた東京キーを予定しているとか。いろいろ一極集中の問題もあるんですけども、ほとんどが東京から東京からとなつておるんです。もう少し大阪と東京をうまくバランスよくする。地方におりますと、どうしても東京に行かないと捨てられるんじゃないかな、おくれるんじゃないかなというふうな我々も思ふんですけども、六社というふうな予定になつておられますが、こういうことももう少し大阪の方からということにはならないん

しょうか。大阪から東京に参りますと、東京に編集権というんですか、その力があると思ひますね。また、大阪からしたら大阪の編集権というふうなことで、情報を交換して一つに偏らないというふうなことで、大阪で生活しておりますというふうなふうに思ふのでありますが、いかがでございましょうか。この質問を最後にしたいと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) 次の段階の方針はまだ決定していませんが、各界の御意見を真摯に受けとめてまいりたいというふうに考へております。

○西川潔君 ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○委員長(粕谷照美君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(粕谷照美君) 御異議ないと認めます。

○委員長(粕谷照美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山田健一君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が選任されました。

○委員長(粕谷照美君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉岡吉典君 私は日本共産党を代表して、たゞいま議題になりました有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に賛成、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

CATV法案については、その施策の有効性について、なお十分とは言えないものの、有線テレビジョン放送の発展に一定資するものとして賛成するものであります。

次に、機構法案について申し述べます。

法案がその目的として掲げている、通信・放送技術水準の著しい向上に寄与する研究開発については、我が党もその一般的必要性を認めるところです。しかし、本法案には以下の理由で反対せざるを得ないのであります。

その第一は、今回の通信・放送機構への改編は、実質的には新たな機関の創設であるにもかかわらず、法律の題名と機構の名称の変更及び新たな業務の追加にとどめ、新設される業務執行に関する法規定を欠いていることであります。これによつて、法律は機構への権限を付与するのみで、その権限の行使は一切機構に白紙委任されることとなつてゐるのであります。これは、国がかかわる業務運営の最低の民主的原则にもとるものであ

り、自民党政府が推進する臨調行革路線によって研究開発体制をも不自然なものになっていることを示すものであります。

第二に、この改正は、「民間においてはその実施が期待されない」研究と巨大施設整備を機構に行わせることによつて、N.T.T.を初めとする通信・放送関連大企業の研究開発に国が援助を与えるものでしかなく、結局通産省所管のN.E.D.O.、基盤技術研究促進センターの郵政省版づくりを目指すものだからであります。

さらに、機構の研究成果の利用に当たつて軍事利用の禁止規定を欠いていることから、研究成果の軍事転用、特に対米技術協力として利用されない保障がないことを指摘せざるを得ないのであります。

最後に私は、我が国の科学技術の研究開発のあり方を総合的、抜本的に見直すことを要求して、討論を終ります。

○委員長(粕谷照美君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより順次採決に入ります。
まず、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(粕谷照美君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私はいまだ可決されました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、連合参議院、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、電気通信の健全

な発達を図るため、次の各項の実施に努めるべきである。

一、研究開発に当たっては、他の研究機関の研究開発動向にも配慮し、長期的・総合的な方針のもとに効果的な推進を図ること。

一、国民生活向上に果たす役割の重要性にかんがみ、電気通信分野の研究開発の充実に必要な資金の確保、税制支援などの支援措置を拡充すること。

一、通信・放送機構については、今後の情報化の進展により有効な役割を果たせるよう、その機能の充実、必要な資金の確保等を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(粕谷照美君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(粕谷照美君) 多数と認めます。よつて、大森昭君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺郵政大臣。

○国務大臣(渡辺秀央君) ただいま通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○委員長(粕谷照美君) 次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(粕谷照美君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、連合参議院、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、有線テレビジョン放送の発達・普及を促進するため、必要な資金を確保し、税制支援を充実するなど支援措置の一層の拡充を図ること。

一、有線テレビジョン放送番組については、自主制作能力の向上を図り、地域の情報発信機能を強化するため必要な基盤整備を推進する諸施策を講ずること。

一、本法の運用に当たっては、情報の地域間格差の是正等に十分留意し、有線テレビジョン放送の全国的に調和のとれた発達及び普及を図られるよう努めること。

右決議する。
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(粕谷照美君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(粕谷照美君) 全会一致と認めます。よつて、大森昭君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡辺郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺郵政大臣。

○国務大臣(渡辺秀央君) ただいま有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。
○委員長(粕谷照美君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり
○委員長(粕谷照美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(粕谷照美君) 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取します。渡辺郵政大臣。
○国務大臣(渡辺秀央君) 最初に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
この法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するため、市場金利を勘案して郵政大臣が利率を定める郵便貯金の範囲を拡大すること等を行うとする

ものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、政令で定める通常郵便貯金並びに積立郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によって利子をつけることとしております。

第二に、通常郵便貯金の通帳の冊数の制限を緩和することとしております。

第三に、郵便貯金法第十二条第一項ただし書きに規定する通常郵便貯金のうち政令で定めるものの預金者は、各月において一定の回数を超えて払い戻しをする場合には、手数料を納付しなければならぬこととしております。

第四に、郵便貯金を担保とする貸付金の総額は、審議会に諮問した上、政令で定めることとしております。

第五に、積立郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより、郵政大臣が定めることとしております。

その他所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、特約の制度及び定期保険の制度の改善を行うものであるとしております。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、特約の制度を改善することでありま

す。これは、加入者の多様な保険需要に応じて組み合わせによる加入ができるよう特約の種類を多様

化するとともに、特約の保障機能の充実を図るため、特約の利用枠を改正すること及び特約の保険期間が満了した場合等に保険金を支払うことができるようにすることのほか、特約についても主契約と同様に、加入申し込み時に被保険者の健康状態について告知を受けるようにすること等を内容としております。

第二は、定期保険の制度を改善することであり

ます。これは、定期保険の保険契約及びこれに付する特約においては、保険期間を更新することができ

るようにするとともに、この場合には、被保険者に対する面接及び告知は要しないものとする

等を内容としております。

なお、この法律の施行期日は、特約の制度の改善については公布の日から起算して一年を、定期保険の制度の改善については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

からといたしております。

以上がこれら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます次第でございます。

○委員長(柏谷照美君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月六日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

二、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

三、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

四、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

第四号中正誤

ページ 段 行

一 一から

二 二から

三 三から

四 四から

五 五から

六 六から

七 七から

八 八から

九 九から

一〇 一〇から

一一 一一から

一二 一二から

一三 一三から

一四 一四から

一五 一五から

一六 一六から

一七 一七から

一八 一八から

一九 一九から

二〇 二〇から

二一 二一から

第五号中正誤

ページ 段 行

一 一から

二 二から

三 三から

四 四から

五 五から

六 六から

七 七から

八 八から

九 九から

一〇 一〇から

一一 一一から

一二 一二から

一三 一三から

一四 一四から

一五 一五から

一六 一六から

一七 一七から

一八 一八から

一九 一九から

二〇 二〇から

二一 二一から